

委託業務共通仕様書

【参考資料】

令和元年10月1日以降適用

- I 主要技術基準及び参考図書
- II 業務計画書作成例
- III 設計業務照査
- IV 立入り関係法令一覧表
- V 港湾関係資料
- VI 空港関係資料

秋 田 県

— 表紙 (裏) 空欄 —

I 主要技術基準及び 参考図書

— 表紙 (裏) 空欄 —

I. 主要技術基準及び参考図書

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
[1] 共通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針 -平成21年改訂版-	全日本建設技術協会	H22.4
6	土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年改訂版-	全日本建設技術協会	H13.12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H5.2
8	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
9	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
10	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
11	土木工事共通仕様書	秋田県	R1.10
12	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3
13	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11
14	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
15	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	H28.3
16	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4
17	公共測量 作業規程の準則 解説と運用(地形測量及び写真測量編)(基準点測量編、応用測量編)	日本測量協会	H28.3
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	H28.3
19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
20	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	H28.3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	H28.3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
25	電子納品運用ガイドライン等の運用	秋田県	R1.10
26	2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3
27	2007年制定 舗装標準示方書	土木学会	H19.3
28	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10
29	2018年制定 コンクリート標準示方書【規準編】(土木学会規準および関連規準)(JIS規格集)	土木学会	H30.10
30	2018年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10
31	2017年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
32	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3
33	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	H28.3
34	CAD製図基準	国土交通省	H29.3
35	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3
36	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	H28.3
37	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27.6
38	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4
39	2016年制定 トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[山岳工法編]・同解説	土木学会	H28.8
40	2016年制定 トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[シールド工法編]・同解説	土木学会	H28.8
41	2016年制定 トンネル標準示方書[共通編]・同解説/[開削工法編]・同解説	土木学会	H28.8
42	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57.3
43	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2
44	日本下水道協会規格(JSWAS)シールド工用標準セグメント(A-3,4)	日本下水道協会	H13.7
45	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16.12
46	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11
47	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24.5
48	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5
49	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23.9
50	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23.9
51	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10
52	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H4.3
53	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元.6
54	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
55	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
56	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所	S58.6
57	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19.7
58	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26.5
59	防災設備に関する指針－電源と配線及び非常用の照明装置－ 2004年版	日本電設工業協会	H16.9
60	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H3
61	日本建設機械要覧 2016年版	日本建設機械施工協会	H28.3
62	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13.2
63	建設発生土利用技術マニュアル 第4版	土木研究センター	H25.11
64	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
65	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
66	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院	H20.3
67	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】第2.3版	国土地理院	H26.4
68	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24.5
69	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会	H19.11
70	「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカー」	環境省	H24.12
71	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22.3
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H11.6
73	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に面する地域)	環境庁	H12.4
74	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.4.0.1	環境省 水・大気環境局	H29.3
75	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
76	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H26.4
77	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	H28.4
78	水準測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
79	数値地形図製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
80	撮影(標定点の接地、撮影、同時調整)製品仕様書(案)	国土地理院	H26.4
81	写真地図作成製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
82	航空レーザ測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H26.4
83	応用測量製品仕様書等サンプル	国土地理院	H24.2
84	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	H29.10
85	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	H31.3
86	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	H31.3
87	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24.5
88	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H27.7
89	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7
90	マルチGNSS測量マニュアル(案) 近代化GPS、Galileo等の活用	国土地理院	H27.7
91	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H26.4
92	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4
93	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21.4
94	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6
95	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3
96	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7
97	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29.3

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
98	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3
99	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22.3
100	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4
101	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌汚染対応マニュアル(暫定版)	土木研究所(編集)	H17.12
102	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究センター(編集)	H21.10
103	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
104	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30.6
105	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1
[2]河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60.9
2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源環境整備センター	H12.12
3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13.6
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2.4
5	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H30.3
6	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	日本河川協会	H16.3
7	建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編	建設省	H9.5
8	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	H27.3
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28.3
11	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1
12	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計事例	日本河川協会	H19.9
13	流域貯留施設等技術指針(案)-増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会	H19.4
14	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.5
15	数字で見る港湾2018	日本港湾協会	H30.7
16	水門鉄管技術基準	電力土木技術協会	H19.9
	・第5回改訂版(水門扉編)-付解説-		H19.6
	・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編		H22.4
17	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
18	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4
19	秋田県土木部設計マニュアル(河川編)	秋田県	H7.7
20	秋田県建設交通部設計マニュアル(砂防編)	秋田県	H15.1
21	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3
22	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H28.10
23	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
24	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11.10
25	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8
26	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6
27	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3
28	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H27.2
29	海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版)	全国海岸協会	H16.6
30	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3
31	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8
32	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12
33	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5
34	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1
35	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3
36	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11
37	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6
38	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
39	河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H28.1
40	河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H28.1
41	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規	—
42	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター	H19.11
43	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57.3
44	漁港・漁場の施設の設計参考図書2015年版	全国漁港漁場協会	H28.3
45	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会	S52.3
46	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28.11
47	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13.2
48	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11.9
49	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H5.6
50	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H5.10
51	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
52	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H8.11
53	土木構造物設計マニュアル(案) 一樋門編一	全日本建設技術協会	H14.1
54	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
55	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6.3
56	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18.1

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
57	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16.3
58	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局	H17.4
59	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3
60	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10
61	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3
62	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1
63	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11
64	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	H25.11
65	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8
66	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9
67	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1
68	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10
69	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・ 国土保全局河川環境課	H27.3
70	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7
71	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9
72	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11.4
73	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5
74	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19.9
75	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4
76	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H3.6
77	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6
78	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7
79	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7
80	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23.3
81	ダムの地質調査	土木学会	S62.6
82	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4
83	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内 載荷試験法-	土木学会	H12.12
84	軟岩の調査・試験の指針(案) ~1991年版~	土木学会	H3.11
85	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5
86	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
87	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8
88	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2
89	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産 省農村振興局、水産庁	H18.1

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
90	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3
91	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8
92	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3
93	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建設省河川局	—
94	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10
95	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6
96	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2
97	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H21.7
98	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ [※] (地質) 他	H18.3
99	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9
100	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5
101	浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27.7
102	浸水想定区域データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26.1
103	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4
104	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
105	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
106	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10
107	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6
108	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H17.6
109	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2
110	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.1
111	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3
112	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16.6
113	津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10
114	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19.5
115	津波の高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4
116	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22.3
117	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6
118	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課・農林水産省水産庁防災漁村課・国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	H26.3
119	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
120	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
121	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H24.3
122	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H11.8

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
123	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H26.6
124	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	H27.2
125	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所	H17.6
126	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター	H17.7
127	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4
128	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4
129	火山付加に起因した土砂災害予測区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25.3
130	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1
131	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2
132	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4
133	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1
134	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24.6
135	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1
136	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
137	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11
138	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7
139	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12
140	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2
141	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22.3
142	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防部	H4.4
143	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9
144	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11
145	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H26.9
146	海岸施設設計便覧(2000年版)	土木学会	H12.11
147	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7.4
148	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3
149	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2
150	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6
151	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3
152	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3
153	水文観測業務規程細則	国土交通省水管理・国土保全局	H29.3
154	水文観測データ統計処理要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26.3
155	水文観測データ品質照査要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26.3

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
156	水文観測	全日本建設技術協会	H14
157	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9
158	流量観測の高度化マニュアル(高水流量観測編)	土木研究所	H28.6
159	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3
160	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課	H28.3
161	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター	H12.3
[3]道路関係			
1	秋田県土木部設計マニュアル(道路編)	秋田県	H7.7
2	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60.9
3	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道路環境研究所	H4.9
4	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H27.6
5	第7次改訂 道路技術基準通達集 -基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14.3
6	林道規程 -運用と解説-	日本林道協会	H23.8
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H2.2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S60.3
10	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会	H25.6
11	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会	H25.12
12	クロソイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49.8
13	道路の交通容量	日本道路協会	S59.9
14	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62.2
15	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
16	改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版	交通工学研究会	H19.7
17	平面交差の計画と設計 -応用編- 2007	交通工学研究会	H19.10
18	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24.1
19	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
20	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H29.3
21	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所	H25.3
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21.6
23	道路土工 -一切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H21.6
24	道路土工 -盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会	H22.4
25	道路土工 -軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24.8
26	道路土工 -仮設構造物工指針	日本道路協会	H11.3
27	道路土工 -擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会	H24.7

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
28	道路土工—カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会	H22.3
29	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H26.8
30	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター	H26.8
31	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター	H25.12
32	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H26.9
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23.3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会	H11.3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針(平成11年改訂)	全国セラミックパイプ工業組合	H11.3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会	H11.3
37	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会	H24.3
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H25.10
39	道路橋示方書・同解説(I 共通編)	日本道路協会	H29.11
40	道路橋示方書・同解説(II 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会	H29.11
41	道路橋示方書・同解説(III コンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会	H29.11
42	道路橋示方書・同解説(IV 下部構造編)	日本道路協会	H29.11
43	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	日本道路協会	H29.11
44	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14.3
45	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55.8
46	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会	H27.4
47	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20.1
48	杭基礎設計便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.3
49	杭基礎施工便覧(平成26年度改訂版)	日本道路協会	H27.3
50	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H9.12
51	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24.4
52	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54.1
53	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H6.2
54	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10.1
55	プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H4.10
56	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H5.4
57	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H5.5
58	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.4
59	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30.12
60	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会	H26.3

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
61	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 -塗膜劣化程度標準写真帳-	日本道路協会	H2.6
62	鋼橋の疲労	日本道路協会	H9.5
63	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54.2
64	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H3.7
65	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59.4
66	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59.2
67	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19.3
68	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62.1
69	鋼構造架設設計施工指針 [2012年版]	土木学会	H24.6
70	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H5.3
71	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H5.7
72	・橋の美Ⅰ -道路橋景観便覧 ・橋の美Ⅱ -道路橋景観便覧 ・橋の美Ⅲ -橋梁デザインノート	日本道路協会	S52.7 S56.6 H4.5
73	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版) 平成20年改訂版	日本道路協会	H20.10
74	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
75	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
76	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版)	日本道路協会	H27.6
77	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11
78	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2
79	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10
80	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2
81	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9
82	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2
83	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12
84	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
85	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
86	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10
87	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11
88	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9
89	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9
90	舗装再生便覧	日本道路協会	H22.11
91	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57.7
92	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	H27.3
93	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29.3

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
94	設計要領第一集 舗装編	NEXCO	H24.7
95	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国土交通省	H27.3
96	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5
97	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25.4
98	舗装性能評価法－必要に応じ定める性能指標の評価法編－	日本道路協会	H20.3
99	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7
100	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H31.3
101	道路震災対策便覧(震前対策編) 平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9
102	道路震災対策便覧(震災復旧編) 平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3
103	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	H23.1
104	落石対策便覧	日本道路協会	H29.12
105	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3
106	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3
107	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29.3
108	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5
109	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3
110	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3
111	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
112	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8
113	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28.12
114	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
115	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S61.11
116	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
117	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
118	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H31.3
119	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H27.3
120	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
121	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60.9
122	道路標識ハンドブック(2012年版)	全国道路標識・標示業協会	H25.2
123	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会	H25
124	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H4.11
125	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11.9
126	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所	H29.11

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
127	景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	日本みち研究所	H29.11
128	平成21年度道路環境センサス調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21.6
129	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19.1
130	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H8.8
131	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H8.8
132	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H8.12
133	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19.9
134	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16.3
135	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
136	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H30.6
137	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課	H29.3
138	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
139	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課	H31.3
140	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.9
141	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H28.12
142	ずい道等建設工事における換気技術指針(案)	建設業労働災害防止協会	H24.3
143	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	H15.7
144	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7
145	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3
146	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28.4
147	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局、警察庁交通局	H28.7
[4] 電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	H25.10
3	内線規程 JEAC 8001-2018	日本電気協会	H28.10
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国土交通省	H30.3
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会	H30.9
6	建築設備設計基準 平成30年版	国土交通省	H30.3
7	公共建築工事標準仕様書[電気設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3
8	公共建築工事標準仕様書[機械設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3
9	公共建築設備工事標準図[電気設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3
10	公共建築設備工事標準図[機械設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25.3
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3
16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建築電気技術協会	H29.9
17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建築電気技術協会	H29.11
18	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建築電気技術協会	H30.1
19	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建築電気技術協会	H18.11
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	建築電気技術協会	H18.11
21	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	H22.3
22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	H29.3
23	機械工事管理基準(案)	国土交通省	H29.3
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省	H30.3
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H28.3
[5] 下水道・農業集落排水関係			
1	下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)	日本下水道協会	H21
2	下水道維持管理指針(総論編、マネジメント編)	日本下水道協会	H26
3	下水道維持管理指針(実務編)	日本下水道協会	H26
4	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	日本下水道協会	H16
5	下水道管路施設設計の手引き	日本下水道協会	H3
6	下水道施設の耐震対策指針と解説	日本下水道協会	H26
7	下水道施設耐震計算例―管路施設編	日本下水道協会	H27
8	下水道推進工法の指針と解説	日本下水道協会	H22
9	下水道マンホール安全対策の手引き(案)	国土交通省	H11.3
10	農業集落排水施設設計指針	地域資源循環技術センター	H19
11	農業集落排水施設施工指針 管路施設編(案)	地域資源循環技術センター	H9
12	農業集落排水施設施工指針 汚水処理施設編(案)	地域資源循環技術センター	H19
13	農業集落排水施設検査・施工管理指標(案)	地域資源循環技術センター	H12
14	農業集落排水施設(汚水処理施設)土木構造配筋要領	地域資源循環技術センター	H20
15	日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様	地域資源循環技術センター	H11
16	農業集落排水施設のコンクリート防食設計・施工の手引き(設計編・施工編)	地域資源循環技術センター	H17
[6] 港湾・港湾海岸関係			
1	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.5

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
2	数字で見る港湾	日本港湾協会	H27
3	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	海岸保全施設技術研究会	H16.6
4	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52.3
5	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3
6	人工海浜の建設技術マニュアル	運輸省	S54.4
7	ビーチ計画・設計マニュアル	日本マリーナ・ビーチ協会	H17.10
8	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H3.3
〔7〕土地改良関係			
1	農業農村整備事業設計積算要領	秋田県	R1.10
2	土地改良事業計画基準:農業用水(水田)	農林水産省	H22.7
3	〃 :農業用水(畑)	農林水産省	H27.5
4	〃 :水温・水質	農林水産省	S42.11
5	〃 :排水	農林水産省	H31.4
6	〃 :農地開発(開畑)	農林水産省	S59.1
7	〃 :ほ場整備(水田)	農林水産省	H25.4
8	〃 :ほ場整備(畑)	農林水産省	H19.4
9	〃 :暗渠排水	農林水産省	H29.5
10	〃 :土層改良	農林水産省	S59.1
11	〃 :農地保全	農林水産省	S54.7
12	〃 :水質障害対策	農林水産省	S55.8
13	〃 :計画・農道	農林水産省	H19.3
14	〃 :農地地すべり防止対策	農林水産省	H16.3
15	土地改良事業計画指針:防風施設	農林水産省	S62.9
16	〃 :畑地帯集水利用	農林水産省	H2.4
17	〃 :農村環境整備	農林水産省	H18.10
18	〃 :農村環境整備・追補	農林水産省	H18.10
19	〃 :農地開発(改良山成畑工)	農林水産省	H4.5
20	〃 :マイクロかんがい	農林水産省	H6.4
21	土地改良事業設計基準:ダム	農林水産省	H15.4
22	〃 :頭首工	農林水産省	H20.3
23	〃 :水路工	農林水産省	H26.3
24	〃 :パイプライン	農林水産省	H21.3
25	〃 :水路トンネル	農林水産省	H26.3
26	〃 :ポンプ場	農林水産省	H30.5

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
27	〃 :設計・農道	農林水産省	H17.3
28	〃 :海面干拓	農林水産省	S41.3
29	〃 :水利アスファルト工(前編)	農林水産省	S42.2
30	〃 :水利アスファルト工(後編)	農林水産省	S45.6
31	土地改良事業設計指針:ファームポンド	農林水産省	H11.3
32	〃 :ため池整備	農林水産省	H27.5
33	〃 :耐震設計	農林水産省	H27.5
34	よりよき設計シリーズ:頭首工の魚道	農林水産省	H26.3
35	〃 :耐震設計の手引き	農林水産省	H16.3
36	土地改良事業標準設計	農業農村整備情報総合センター	—
37	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	農林水産省	H21.3
38	鋼構造物計画設計技術指針(小型水門扉編)	農林水産省	H22.3
39	鋼構造物計画設計技術指針(小水力発電編)	農林水産省	H26.12
40	鋼構造物計画設計技術指針(ダム取水放流設備編)	農林水産省	H12.11
41	鋼構造物計画設計技術指針(除塵設備編)	農林水産省	H27.3
42	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	農林水産省	H19.3
43	電気設備計画設計技術指針(特別高圧編)	農林水産省	H20.3
44	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	農林水産省	H19.3
45	高Ns・高流速ポンプ設備計画技術指針	農林水産省	H18.3
46	バルブ設備計画設計技術指針	農林水産省	H27.3
47	農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	農林水産省	H18.6
48	無塗装耐候性橋梁計画・設計・施工の手引き	農林水産省	H4.6
49	水管理制御方式技術指針(畑地かんがい編)	農林水産省	S51.5
50	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	農林水産省	H25.3
51	ダム洪水吐構造設計手引き	農林水産省	H15.11
52	農業水利施設のコンクリート構造物診断・補修の手引き(案)	農林水産省	H17.12
53	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省	H27.5
54	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省	H28.8
55	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	農林水産省	H28.8
56	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省	H28.8
57	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」	農林水産省	H22.6
58	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」	農林水産省	H28.8
59	土地改良施設管理基準(ダム編)	農林水産省	H16.3

注意:参考として発行年月を記載しておりますが、最新版を使用するものとします。

R1.10現在

	名称	編集又は発行所名	発行年月
60	土地改良施設管理基準(排水機場編)	農林水産省	H20.9
61	土地改良施設管理基準(頭首工編)	農林水産省	H24.8
62	土地改良施設管理基準(用水機場編)	農林水産省	H30.5
[8] 治山・林道関係			
1	治山技術基準解説(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10
2	治山技術基準解説(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H25.10
3	治山技術基準解説(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12
4	治山技術基準解説(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7
5	林道規程(運用と解説)	日本林道協会	H23.8
6	林道必携(技術編)	日本林道協会	H23.8
7	治山林道必携(調査・測量・設計編)	日本治山治水協会	R1.8
8	治山林道必携(積算・施工編)	日本治山治水協会	R1.8
9	秋田県森林土木製構造物設計等指針	秋田県	H22.4
10	森林土木製構造物施工マニュアル	日本治山治水協会	H30.8
11	森林土木ハンドブック(第7版)	林業土木コンサルタンツ	H17.6
12	治山ダム・土留工断面表	林業土木コンサルタンツ	H11.9
13	森林土木構造物標準設計(擁壁編)	林業土木コンサルタンツ	H18.10
14	森林土木構造物標準設計(橋台編)	林業土木コンサルタンツ	H16.3
15	森林土木構造物標準設計(コンクリート管技術資料)	林業土木コンサルタンツ	H15.6

— 空 欄 —

Ⅱ 業務計画書作成例

— 表紙 (裏) 空欄 —

目 次

業務計画書の作成例	1
1. 構 成	1
2. 業務計画書の作成例	2
1. 業務概要	2
1-1 業務の目的	2
1-2 業務概要	2
1-3 位置図	2
2. 実施方針	3
2-1 業務(設計等)の条件	3
2-2 貸与資料	4
2-3 業務のフローチャート	4
2-4 実施方法	6
3. 業務工程	7
4. 業務組織計画	8
4-1 担当技術者	8
4-2 業務場所	8
4-3 協力者	8
5. 打合せ計画	9
6. 成果品の品質を確保するための計画	10
7. 成果物の内容、部数	11
8. 使用する主な図書及び基準	12
9. 連絡体制(緊急時含む)	13
10. 使用する主な機器・機械及び船舶	14
11. 安全管理	14
12. 環境保全対策	15
13. 施設(試験室、検潮所等)	15
14. その他	16
14-1 T E C R I S	16

— 空 欄 —

業務計画書の作成例

1. 構成

業務計画書は、以下の構成を標準とする。

1. 業務概要
 - 1-1 業務の目的
 - 1-2 業務概要
 - 1-3 位置図
2. 実施方針
 - 2-1 業務(設計等)の条件
 - 2-2 貸与資料
 - 2-3 業務のフローチャート
 - 2-4 実施方法
3. 業務工程
4. 業務組織計画
 - 4-1 担当技術者
 - 4-2 業務場所
 - 4-3 協力者
5. 打合せ計画
6. 成果品の品質を確保するための計画
7. 成果品の内容、部数
8. 使用する主な図書及び基準
9. 連絡体制(緊急時含む)
10. 使用する主な機器・機械及び船舶
11. 安全管理
12. 環境保全対策
13. 施設(試験室、検潮所等)
14. その他
 - 14-1 T E C R I S

2. 業務計画書の作成例

1. 業務概要

1-1 業務の目的

(1) 業務の意図および目的を簡潔に記載する。

1-2 業務概要

(1) 業務概要として、①業務名、②業務委託料、③契約保証金、④業務箇所(又は設計箇所等)、⑤工期、⑥発注者、⑦受注者について記載する。

1-3 位置図

(1) 業務箇所(又は設計箇所等)を示す位置図を添付する。

<記載例>

1-2 業務概要

- ① 業務名：令和〇〇年度〇〇〇〇設計業務
- ② 業務委託料：¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち取引に係る消費税額：¥〇〇〇, 〇〇〇円)
- ③ 契約保証金：¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- ④ 業務箇所：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地内～〇〇市〇〇地内
- ⑤ 工期：令和〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- ⑥ 発注者：秋田県〇〇地域振興局〇〇部
- ⑦ 受注者：〇〇〇コンサルタント株式会社 〇〇支店

2. 実施方針

業務を実施するにあたり、その作業計画について具体的方針を記載する。

2-1 業務(設計等)の条件

- (1) 業務の条件は、特記仕様書に示されているもの、および法令や基準で明確に規定されているものについて整理して記載する。
- (2) 業務の条件のうち、検討を要するもの、または、現地状況を判断して設定すべき事項については、発注者との打合せ協議により別途検討のうえ定めるものとし、ここでは「別途検討」と記すものとする。

<記載例>

2-1 設計条件

(1) 道路設計

道路規格 第○種 第○級
 設計速度 $V = \text{○○km/h}$
 計画交通量 ○○台/日(平成○○年)
 標準幅員構成 $W = \text{○m}(\text{○m} + \text{○m} + \text{○m} + \text{○m})(\text{暫定})$
 $W = \text{○m}(\text{○m} + \text{○m} + \text{○m} + \text{○m})(\text{完成})$
 標準横断勾配 車道○% 側道○% 歩道○%
 暫定計画の有無 有または無
 道路環境関連施設設計の有無 有または無
 設計荷重 B活荷重
 交通区分 ○交通

(2) 樋門及び樋管設計

1) 樋管諸元

排水量 $\text{○○m}^3/\text{s}$
 樋管断面 $\text{○m} \times \text{○m}$ ○連

2) 本川河道諸元

計画高水位 ○m
 計画堤防高 ○m
 (現況堤防高)
 計画河床高 ○m
 (現況河道高)
 計画高水敷高 ○m
 堤防標準断面図(別紙の通り)
 護岸工標準断面図(別紙の通り)

2-2 貸与資料

- (1) 貸与資料は、既往資料等の特記仕様書等から整理して記載する。

<記載例>

2-2 貸与資料

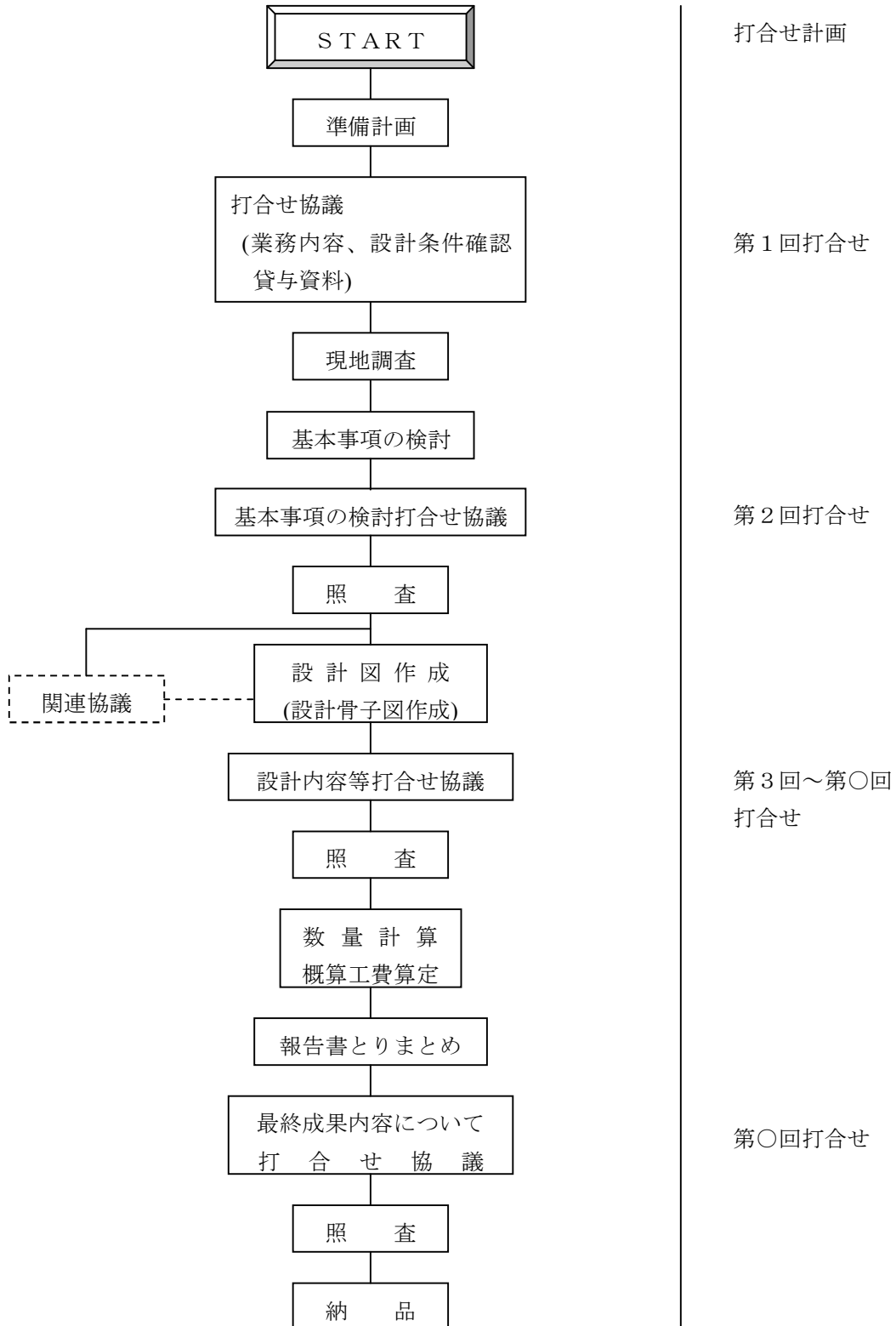
- ・ 測量関連資料
- ・ 地質・土質関連資料
- ・ 既往調査設計成果資料
- ・ 交通量関連資料
- ・ 地下埋設等関連資料
- ・ 河川改修計画関連資料
- ・ 水位流量関連資料
- ・ その他関連資料

2-3 業務のフローチャート

- (1) フローチャートは、業務の流れが明確に把握できるように、業務の作業手順を示すとともに、照査の節目と打合せ協議時期等についても明示する。

<記載例>

2-3 フローチャート



2-4 実施方法

実施方法は、各作業区分に応じて具体的な作業方針、作業方法について記載する。

(1) 準備・計画

作業方針の検討、既往調査、既往設計成果および既往資料等の把握と問題点の整理、関連資料の収集等、準備作業に関して記載する。

(2) 現地調査

現地調査についての一般的事項を述べるとともに、とくに当該地点での詳細に調査すべき事項を記載する。

(3) 基本事項の検討

業務の基本方針、調査・計画・設計条件を決定する重要項目を具体的にし、必要となる検討事項、検討内容、関連協議事項等を記載する。

(4) 調査・計画・設計計画

各調査、計画、設計に関する具体的項目について、各々の制約条件を整理、検討し、基本条件を確定する。

(5) 設計図面等作成

各々の調査・計画・設計等の図面については、地形図等の図面に計画の形状、位置および名称等を記載する。

(6) 数量・工費の算定

各調査・計画・設計図等に基づき、数量および工費の算出方法、積算単価等を記載する。

(7) 報告書

既往業務および本業務における検討内容を総合的にとりまとめる。

3. 業務工程

- (1) 業務の実施工程表は、2. 業務項目、3-3フローチャート、5. 打合せ計画に基づき項目毎にバーチャート等で示す。
- (2) 基本事項の決定等関連機関との調整を必要とする場合には、その期間を工程表に記載する。

<記載例>

3. 業務工程

工期(自令和〇年〇月〇日

令和〇〇年度〇〇〇〇設計業務

(至令和〇年〇月〇日

工程 工種	〇〇月		〇〇月		〇〇月		摘 要
	10	20	10	20	10	20	
準 備 ・ 計 画							
現 地 調 査							
〇 〇 概 略 検 討							
路 線 選 定							
設 計 計 画							
数 量 ・ 工 費							
設 計 図							
報 告 書 作 成							
〇 〇 予 備 設 計							
設 計 計 画							
数 量 ・ 工 費							
設 計 図							
報 告 書 作 成							
照 査							
打 合 せ 協 議							
関 連 協 議							

4. 業務組織計画

4-1 担当技術者

(1) 担当技術者については、管理技術者及び照査技術者と担当技術者ならびに担当部門を組織図として記載する。

4-2 業務場所

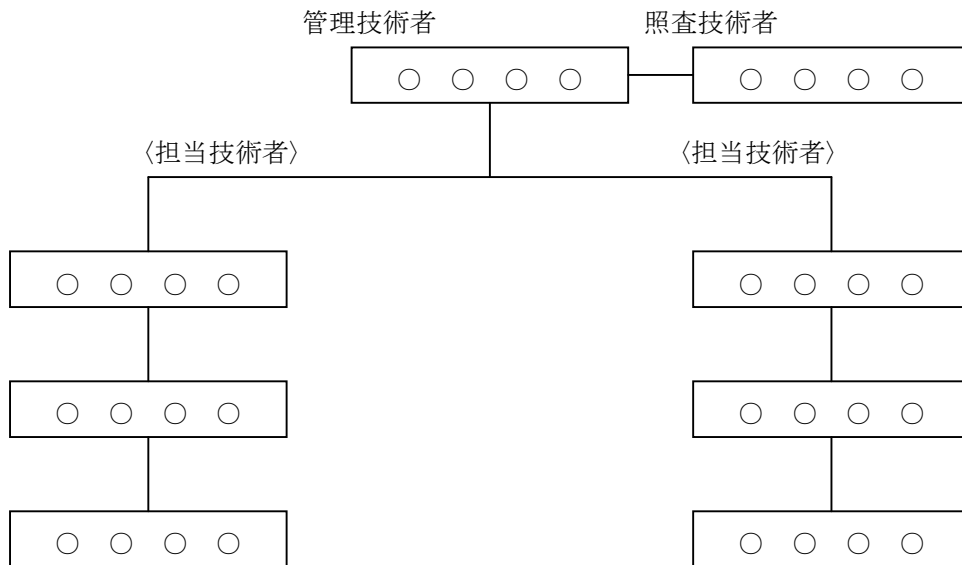
(1) 本業務を実施する場所について記載する。
 (2) 本社、他支社等の共同作業となる場合は、必要に応じてその連絡先も記載する。

4-3 協力者

(1) 受託者が業務等の遂行にあたって、再委託を行う場合は、協力者名及びその業務を行う場所を記載する。

<記載例>

4-1 担当技術者



4-2 設計(業務)場所

〒〇〇〇 〇〇市〇〇丁目〇番〇号
 株式会社〇〇〇〇コンサルタント〇〇支社
 〇〇部 〇〇課
 TEL(代表) 018-〇〇〇-〇〇〇〇(内線1234)
 (直通) 018-〇〇〇-〇〇〇〇
 (FAX) 018-〇〇〇-〇〇〇〇

5. 打合せ計画

- (1) 打合せ計画は、打合せ協議の回数、時期、内容、決定事項および関連協議事項に区分して表示する。
- (2) 内容欄には、その時期に発注者または関連部署との打合せ、又は協議が必要となるであろう事項について記載する。また、その打合せ時に提出予定の主な資料を記載する。
- (3) 関連協議先は、原則として発注者側であらかじめ指示するが、受注者側も設計等の協議を進めるうえで必要と考えられる協議先を予測し、記載する。
- (4) 業務打合せ・協議記録簿は、打合せ協議後すみやかに作成し、相互確認のうえ、発注者に提出する。

<記載例>

5. 打合せ計画

回数	時期	内 容	決定事項	関連協議事項
1回	○月 上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の確認 ・業務の方針・条件 ・過年度調査経緯 ・指示事項の確認 ・貸与資料の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回打合せ日 ・次回提出資料 	
2回	○月	<ul style="list-style-type: none"> ・基本事項検討結果に関すること ・関連協議事項の確認 ・準拠示方書等の確認 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画内容 ・基本事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連部署 ・上位機関
N回	○月 中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・

6. 成果品の品質を確保するための計画

成果品の品質を確保するための計画には、照査計画のほか、第3者によるチェックや品質管理のためのシステム(ex. IS09001)が構築されている部署における業務の実施等、自主的な品質確保のための計画についても記載する。

- (1) 照査計画書には、照査の行う業務の節目、時期、内容等を記載する。
- (2) 照査計画には、共通仕様書、特記仕様書、示方書等の基準、業務打合せ・協議記録簿等との整合等の内容を記載する。
- (3) 受注者は、予め照査結果をとりまとめる照査報告書の様式を作成しておくものとする。
- (4) 照査の実施にあたり、「詳細設計照査要領」、「設計業務照査の手引書」等を使用すること。
- (5) 照査計画には、照査技術者名を記載する。
- (6) 第3者によるチェック等による品質確保のための計画についても、その手法や時期等を明確に記載すること。

(注) 照査計画は、照査技術者が作成し、照査に関する事項を定めるものである。

〈記載例〉

6.成果品の品質を確保するための計画

6-1 照査計画

業務の主要な区切り及び成果品の納入前に、管理技術者、関係技術者による照査を行う。

また、照査技術者による照査を下記により実施し、照査結果について報告書にとりまとめる。

(1)照査時期

- ①基本条件、設計条件の検討時
- ②設計方針、設計手法の決定時
- ③設計図等の完成時
- ④成果納入前

(2)照査事項

- ① 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ② 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。
- ③ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ④ 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

6-2 第3者によるチェック

.....

7. 成果物の内容、部数

- (1) 成果物の内容、部数については、特記仕様書、共通仕様書等に基づき記載する。
- (2) 業務内容に応じ、特記すべき成果物(資料等)を提出する場合は、調査職員に確認し記載する。

<記載例>

7. 成果物の内容、部数

「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成した電子データにより納品する。
また、特記仕様書に基づき、照査報告書を納品する。

工 種	名 称	部 数	摘 要
設 計	CD-R		秋田県の「電子納品運用ガイドライン(案)等」の運用による。
	照査報告書		同上
	現地調査写真集		同上

8. 使用する主な図書及び基準

当業務に使用する図書及び基準については、必要なものをすべて記載する。

<記載例>

8. 使用する主な図書及び基準

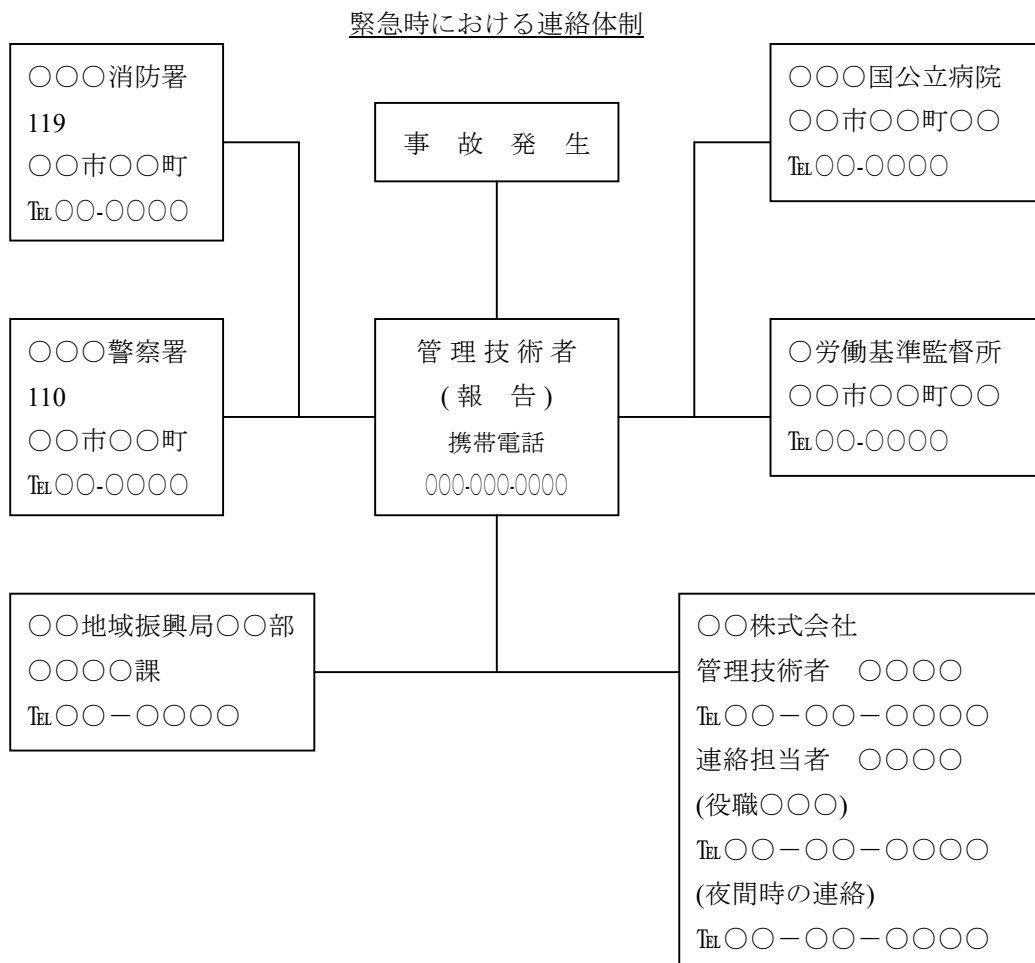
- ・ 道路構造令の解説と運用(日本道路協会) …………… H〇年〇月
- ・ 道路土工施工指針(日本道路協会) …………… S〇年〇月
- ・ 道路土工排木工指針(日本道路協会) …………… S〇年〇月
- ・ 道路橋示方書・同解説(日本道路協会) …………… H〇年〇月
- ・ コンクリート標準示方書(土木学会) …………… H〇年〇月
- ・ 河川管理施設等構造令(日本河川協会) …………… H〇年〇月
- ・ 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会) …… H〇年〇月
- ・ 土地改良事業計画設計基準・設計農道 …………… H〇年〇月
- ・ 治山技術基準・解説(日本治山治水協会) …………… H〇年〇月
- ・ etc

9. 連絡体制(緊急時含む)

現地調査等を行う場合は、必要により連絡体制を組織図等により記載する。

<記載例>

9. 連絡体制(緊急時含む)



10. 使用する主な機器・機械及び船舶

使用する主な機器等がある場合、使用する作業毎に機器名等を記載する。

<記載例>

10. 使用する主な機器・機械及び船舶

作 業	名 称	備 考
4級基準点測量	2級光波測距儀	
縦断測量	3級レベル	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	

11. 安全管理

現地作業等において、安全管理が必要な場合には、具体的に内容を記載する。

<記載例>

11. 安全管理

現地作業における安全管理について、労働関係法令等の厳守および不安全な行動の防止ならびに災害防止を行う。具体的には下記のとおりである。

- ① 用具の点検および災害防止の対応
- ② 自動車の安全運動および運行管理
- ③ 労務者等への安全管理の徹底
- ④ 機械・船舶等の点検および災害防止の対応 等

12. 環境保全対策

現地作業等において、環境保全対策が必要な場合には、具体的に内容を記載する。

<記載例>

12. 環境保全対策

現地作業における環境保全のため、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を行う。

- ① 作業船からの廃油流出の防止対策
- ② 調査用資材等の管理 等

13. 施設(試験室、検潮所等)

試験室、検潮所等の施設がある場合、位置、機種等について記載する。

<記載例>

13. 施設(試験室、検潮所等)

施設名	位置等	機種等
試験室	〇〇〇〇	〇〇〇〇
検潮所	〇〇〇〇	〇〇〇〇

14. その他

14-1 TECRIS

TECRISに基づく、「業務カルテ」等の提出について、記載する。

<記載例>

14. その他

14-1 TECRIS

- ①TECRISに基づき、受注時「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後、JACICに契約後15日以内（休日等を除く）に登録申請します。
- ②また、登録内容に変更あった場合、又は業務が完了した場合も、調査職員の確認を受けた後JACICに15日以内（休日等を除く）に登録申請します。

Ⅲ 設計業務照査

- (1) 詳細設計照査要領 (国土交通省技術調査室)
- (2) 設計業務照査の手引書 (農林水産省農村振興局)

— 表紙 (裏) 空欄 —

(1) 詳細設計照査要領

◇詳細設計照査要領(国土交通省大臣官房技術調査室)

I 詳細設計照査要領の概要

1. 本照査要領の目的

1) 成果品の品質向上

社会資本整備を推進するうえで、建設コンサルタント業務の成果は、最も基礎的で重要な要素であり、その精粗が事業の完成に重大な影響を与えることになる。成果品の品質向上を図り、正確性を確保するために、本照査要領を活用することにより設計の主要事項を系統的に把握できるとともに、迅速な照査が可能になる。

2) 担当技術者の資質向上

業務量の増加、業務内容の複雑化・多様化が進む一方で、担当技術者の不足、相対的な資質の低下が懸念されており、本照査要領を活用することを通して、照査ポイント修得が可能であり、技術者の資質の向上に寄与する。

3) 基本事項の統一による照査の効率化

本照査要領は全国統一版であり、発注機関は全て本要領に基づいた照査を受注者に義務づけるものとするため、基本事項の統一により照査の効率を図ることが可能である。

2. 本照査要領の特徴

1) 設計の自由度の尊重

設計の自由度を尊重するため、設計マニュアル(基準)的なものではなく、設計の基本に関する事項を体系的に記載し、各事項に対応する照査の完了を一目で把握できるものとしている。従って、照査手段、諸基準等との関連をはじめとする具体の照査内容については受注者の判断によるものとなる。

2) 段階的照査の実施による業務推進の円滑化

業務の主要な段階毎に、照査状況を打合せ等を通して発注者に報告することを手続きとして標準化しており、これにより、設計条件等発注者からの与条件の取り違い等が発見しやすくなり、条件設定ミス等による業務の手戻り発生を防止することができる。

3) 設計調書の作成

基本事項の照査の結果を一覧形式にとりまとめた「設計調書」の作成を行うことにより、設計成果の概要が容易に把握できるとともに、データベース構築等を行うことによりマクロ的チェックも可能となる。

3. 対象とする工種

本要領で取り扱う対象工種は、以下に示す8工種であり、いずれも詳細設計を対象としている。

河川	①樋門・樋管詳細設計
	②排水機場詳細設計
	③築堤護岸詳細設計
道路	④道路詳細設計(平面交差点、小構造物を含む)
	⑤橋梁詳細設計(鋼橋、コンクリート橋)
	⑥山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)
	⑦共同溝詳細設計
共通	⑧仮設構造物詳細設計

4. 内容の構成

本要領の構成は、対象とする全ての工種について以下に示す内容で構成されている。

- ① 詳細設計照査フローチャート
 - ② 照査項目一覧表（受注者が作成し発注者に提出）
 - 3段階（仮設構造物は2段階）の照査・報告を規定
 - ③ 設計調書（受注者が作成し発注者に提出）
- 1) 詳細設計照査フローチャート
詳細設計委託業務の契約から完了までの流れを、照査の観点から整理したものであり、受注者が実施する照査の主要な区切りと発注者・受注者双方の照査との関連を明示したものである。各工種とも基本的には同一の流れとなるため、基本フローを図－1に掲載した。
 - 2) 照査項目一覧表
照査フローチャートに従って、設計の主要な区切り毎に受注者が実施すべき基本的照査項目を一覧表に整理したものである。
作成は主要な区切り（3段階）毎に行うものとし、作成の手順は以下のとおりとする。
 - ① 業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「該当対象欄」に○印を付す。
 - ② 照査を完了した項目について「確認欄」に○印し及び日付を記入する。
 - ③ 照査技術者及び管理技術者の確認を受ける。（確認印）
 - ④ 発注者に提出し、照査状況の報告を行う。また、上記④の提出に際しては、必要に応じて、提出資料欄に記載された資料、各種検討書等を別添資料として添付するものとする。
 - 3) 設計調書
業務の成果のうち主要な設計諸元、使用材料、応力計算等について、チェックのうえ、とりまとめるものである。作成は受注者が行い発注者に提出を行う。なお、各照査段階においても有効活用を図るものとする。

5. 用語の定義

- 1) 照査
受注者が設計業務の完了までに行う、発注条件、設計の考え方、構造細目等のチェック及び技術計算等の検算であり、本照査要領に記載された照査項目は標準的と判断する設計の基本事項である。
- 2) 照査状況の把握
調査職員が設計業務の完了までに行う、業務履行状況の把握の一部である。なお、調査職員が成果品の品質についての適否を判断するものではないので留意すること。

6. その他記載等にあたっての留意事項

- 1) 各照査段階において、照査内容が未定であったり、一度で確認が済まない場合や条件決定が順不同となる場合は、確認が済んだ事項に○印と日付を記入し、未確認の事項が明確になるように徹底すること。
- 2) 照査項目の中に、複数の確認項目がある場合（例えば関係機関協議が複数ある場合）は、必ず備考欄又は別紙を用いて確認済み項目が解るようにすること。
- 3) 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なる恐れがあると判断する場合は、備考欄等を用いて具体の確認項目を明示すること。
- 4) 業務内容、規模、重要度等により、照査内容項目を追加する必要がある場合等は、各様式の最後に添付した「追加項目記入表」を利用するものとする。また、予備設計や修正設計に本照査要領を活用する場合は、必要な照査内容項目を抽出して照査すること。

- 5) 秋田県発注の業務においては、照査報告書に本照査要領に基づき作成した資料を添付すること。
- 6) 設計調書等A4判サイズでは記入困難な場合は、A3判に拡大して記入すること。

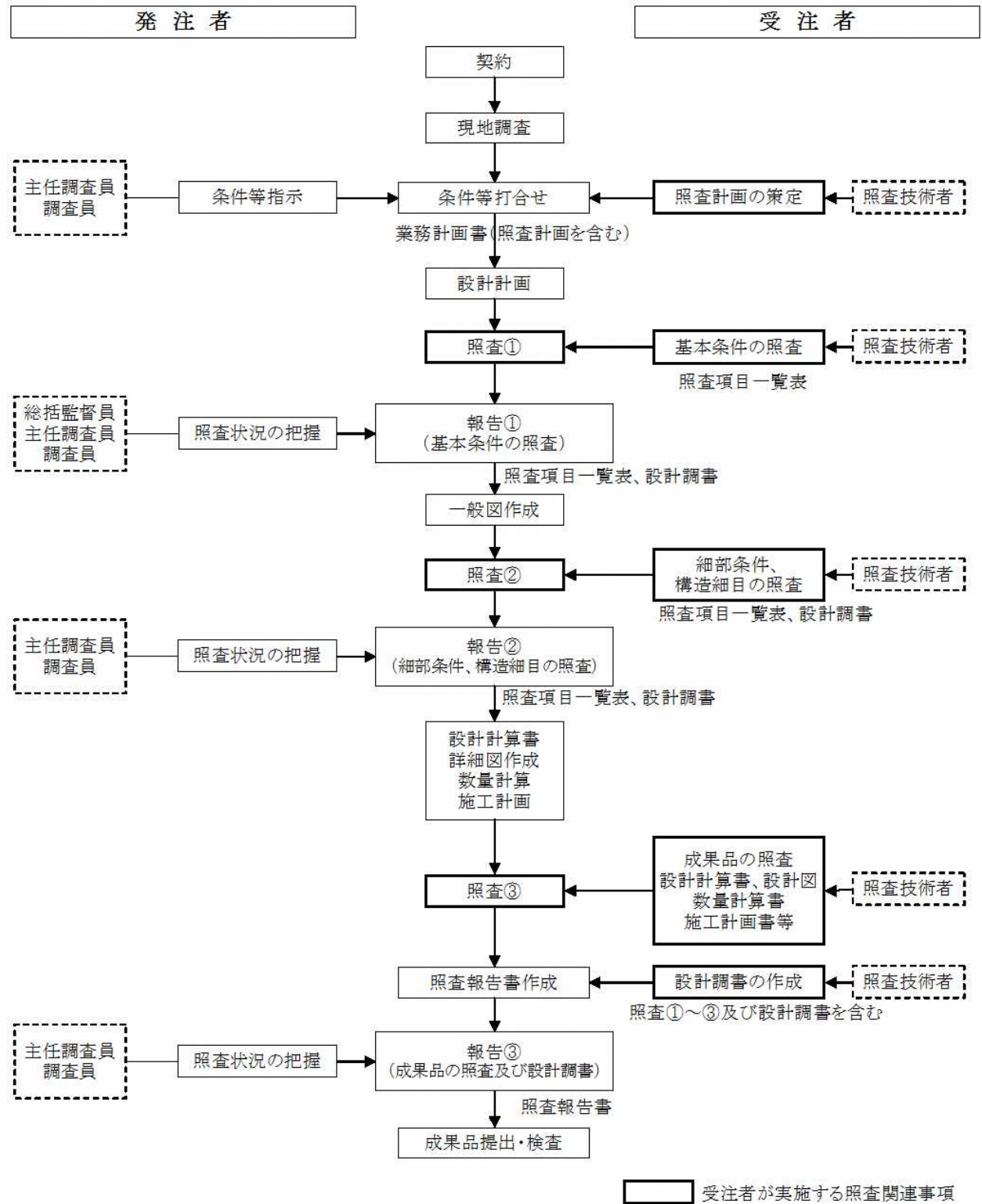
II 工種別詳細設計照査

各工種別の詳細設計照査は、国土交通省(大臣官房技術調査室)の詳細設計照査要領により行うものとする。

III その他

業務が同要領の対象工種以外の場合は、同要領に準じて照査技術者が照査に関する事項を定めるものとする。

詳細設計照査フローチャート



注記 ※ 照査②の段階より、設計調書の有効活用を図る。
 ※※ 工程に係わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打合せにより設定す

(2) 設計業務照査の手引書(案)

◇設計業務照査の手引書(農林水産省農村振興局整備部設計課)

I 設計業務照査の手引書

1. 照査の意義と手引書の作成の意図

建設コンサルタントの提出する成果品は、農業農村整備事業を実施するための重要な基礎資料となり、当然のことながら契約書及び仕様書が要求する内容、精度を十分満たし、同時に誤りのないものとしなければならない。

設計業務は工種・作業内容が多様で現地符合が原則であり、個々のケースに最適な統一的照査基準等を整理することが困難な場合がある。

よって、ここに照査・確認の標準的な項目・内容・手引きを示し、それぞれの業務がこれを参考としてチェック体制を充実させて計画的に業務を遂行し、同時に成果品の品質並びに正確性の向上に寄与することを目的とする。

2. 手引書の使用に当たって

(1) 手引書の構成

手引書は、共通記入要領以降、目次に示す17工種についてそれぞれ次の内容で構成されている。

- ①工種別の記入上の留意点
- ②照査のフローチャート
- ③総括表
- ④照査表(基本条件・細部条件・成果品)
- ⑤設計内容(要点)記載表

[工種]

- | | | | |
|-----------|-------------|------------|-----------------|
| 1. ダム | 2. 頭首工 | 3. 用水機場工 | 4. 排水機場工 |
| 5. 用水路工 | 6. 排水路工 | 7. パイプライン工 | 8. 水路トンネル工 |
| 9. ほ場整備工 | 10. 農道工 | 11. 農道橋 | 12. 鉄筋コンクリート構造物 |
| 13. 擁壁 | 14. ファームポンド | 15. 水管橋 | 16. 地すべり対策工 |
| 17. ため池整備 | | | |

(2) 照査及び確認の実務

照査は、前項②の「照査のフローチャート」に示す照査区分(基本条件の照査時、細部条件の照査時、成果品の照査時)に応じて、管理技術者が「設計内容(要点)記載表」を作成し、これを基に照査技術者が「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」に基づき、確認照査するものとする。

なお、設計は業務内容に応じて設計者の自由意志が生かされるものであるから、その意味で「手引書はあくまでも標準的な手引き」であり、実情に応じて適正に使用するものとする。

(3) 基本事項（記入者と記入要領）

区 分	対象技術者（記入者）と要領				
1. 照査のフローチャート	手引書のフローチャートは標準的な作業フローであり、これにより難しいときは、照査計画作成時に照査技術者が作成する。なお、本照査フローチャートは、業務計画書に記載し、調査職員に提出するものとする。				
2. 総括表	記入：管理技術者 確認：照査技術者				
3. 照査表（基本条件・細部条件・成果品）	対象欄の区分	照 査		確 認	
		該当対象	確 認	該当対象	確 認
	記 入 者	受 注 者		発 注 者	
		管理技術者	照査技術者	調査職員	確認担当者
	記入マーク	○	∨	○	∨
	記入要領	①	②	③	④
<p>記入要領欄の説明：</p> <p>①：管理技術者は、仕様書・報告書（中間報告を含む。）からチェック対象となる項目に「○」を記入する。 （以下「∨」印はチェックの意味である。）</p> <p>②：照査技術者は、上記①で記入した対象項目について管理技術者が作成した「設計内容（要点）記載表」に基づき、報告書記載内容等の確認照査を行い、確認が済んだ項目に「∨」を記入する。</p> <p>③：調査職員は、①と同じく仕様書、報告書等を確認し、対象となる項目に「○」を記入する。</p> <p>④：確認担当者は、受注者から提出された照査済みの「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」及び「設計内容（要点）記載表」に基づき、②と同じ要領で確認を行い「∨」を記入する。</p>					
4. 設計内容（要点）記載表	管理技術者（及び担当者）が作成する。 但し、右端の照査確認欄は照査技術者が照査の済んだ項目のみに照査技術者が「∨」を記入する。				

(4) 総括表記入要領

総括表は、業務の主要構造物及びその設計諸元、設計条件、適用基準等を一覧表で説明するもので、報告書の概要をなす。作成（記入）は管理技術者が行い、照査技術者及び確認担当者は報告書によりこれを確認する。

設計基本条件	パイプライン形式	クローズドパイプライン		設計始点	測点 No.55+60.00	
	配管方式	樹枝状		設計終点	測点 No.65+60.00	
	計画通水量	2.300~2.190m ³ /s		設計延長	1000.00m	
	対外協議先の列挙	河川（県土木）、道路（県土木）				
	地下埋設物	■有 □無				
設計	管の埋設深	公道下、農道下	1.20m以上	耕地下	— m以上	
		構造令外農道下	1.00m以上	浮上防止	0.95m以上	
	管種管径（管級）	FRPM φ 1500~φ 1350（5種~2種）、DCIP φ 1500（4~3種）				
	現地盤の土質	砂質土（SF-G）				
	基礎工法	砂・土基礎	測点 No.55+60~66+60（掘削法勾配 1:0.5）			
		基礎	測点 コンクリート基礎なし			
	基床厚（m）	0.30m				
	基床幅（m）	素掘り	2.50, 2.35	矢板施工	2.90	
	材料	基礎	S-G	埋戻し	SF-G	
	埋戻し管理	締固め①、Ⅱ		設計支持角	90°	
横断工	道路	位置	No.59+97.50	横断形式	360° 土基礎	
	河川	位置	No.58+24.65	横断形式	〃	
	軌道	位置	——	横断形式	——	
水	始終点水位（m）	計画始点引継	30.700	計画終点引継	30.050	
		設計始点引継	30.700	設計終点引継	30.082	
理	分水工（m）	分水工名称	〇〇分水工			
		必要分水位	30.200			
		設計分水位	30.486			
検討	設計流速	1.530~1.302m/sec				
	設計内圧	静水圧の範囲	0.054~0.106 N/mm ²			
		水撃圧の範囲	0.054~0.106 〃			
		設計内圧の範囲	0.108~0.212 〃			

管体の構造計算	土の諸係数	受働抵抗係数	e' = 40 × 1.0 × 1.0 × 0.9 = 36 (素掘)					
		単位体積重量	18KN/m ³	内部摩擦角	30°			
	設計諸数値	変形おくれ係数	1.1	沈下比	-0.1			
		上載荷重	自動車荷重	T-25	群集荷重	0.005N/mm ²		
	土被り範囲		1.20~4.80m	舗装種別	As舗装			
計算結果	許容内圧	——						
	必要管厚	管種管径別設計内容(要点)記載表 2.3						
管体保護工法		<input checked="" type="checkbox"/> 管体のみ <input checked="" type="checkbox"/> 連続埋設(溶接・溶着) <input type="checkbox"/> スラストブロック <input type="checkbox"/> 特殊継手(DCIP) ・その他						
付帯施設	通気施設	設置箇所	4箇所					
		形式	急速空気弁+人孔					
	排泥施設	設置位置	2箇所					
		規模	排泥管φ400+排泥室(現打)					
	分土工	形式	クローズ型分土工					
		構造規模	制水弁+流量計+分水弁(現打保護工)					
その他施設を挙	制水弁							
保護工の構造	名称	空気弁工	制水弁工	分土工				
	部材厚	頂版(cm)	20	20	20			
		側壁(cm)	25	25	30			
		底版(cm)	30(計算上)	30	30			
	主鉄筋	頂版	D13@250	D13@250	D13@250	@	@	@
		側壁	D13@250	D16@250	D16@250	@	@	@
底版		D13@250	D13@250	D16@250	@	@	@	
主要土工数量 m ³		掘削	15280	基礎	2660	埋戻し	9730	
工事用仮設道路		全幅員	7.90m	有効幅員	6.00m	舗装種別	砂利	
水替規模		釜揚排水	φ150mm×1台	ウェルポイント	1.30@48本×ポンプ2台			
出典文献及びその略称		設基 P: 土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」基準書 技術書 平成10年3月 付帯 P: 土地改良事業標準設計図集「パイプライン付帯工」利用の手引き 平成8年3月 よりよきP: よりよき設計のポイント 平成10年3月						

(5) 照査表(基本条件・細部条件・成果品)

「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」は、「照査のフローチャート」にしたがって、業務の主要な区切り毎に実施すべき照査・確認項目と確認結果を明示するものである。

「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」は、当該対象項目に管理技術者が「○」を付し、照査技術者による照査の完了した項目に「V」を付して、「設計内容(要点)記載表」とともに発注者に提出する。

発注者は、提出された照査済資料に基づき、受注者と同様の確認を調査職員・確認担当者が行い、それぞれ「○」「V」を付す。

1) 各照査段階(基本条件の照査時、細部条件の照査時、成果品の照査時)における照査は、次の打合せ時に発注者の確認を得るものとし、照査事項の確認のみ行う発注者との打合せは原則として行わない。

したがって、他官庁協議等第三者の都合がある事項等はやむを得ないとしても、極力後に照査不可項目を残さないようにする。

発注者が行う確認時(打合せ)までに照査技術員の確認が済まない項目がある場合や、条件決定が順不同となる場合は、確認された項目と確認されない項目が分かるようにする。

- 2) 各「項目」、「主な内容」の中に複数の確認事項がある場合（例えば関係機関協議等）は、必ず備考欄又は末尾の余白を利用して確認済み項目がわかるように記入する。
- 3) 「項目」、「主な内容」が漠然として発注者と受注者の確認の度合いが不明確になると思われる場合は、備考欄又は末尾の余白を利用して確認項目がわかるように記入する。
- 4) 業務内容、規模、重要度等に応じて「項目」、「主な内容」を追加あるいは削除して照査・確認する。

〔基本条件の照査表の例〕

工 種	ほ 場 整 備 工
-----	-----------

〔1〕基本条件の照査表

業 務 名	平成○年度 県営ほ場整備事業○○地区○○工区実施設計業務		
発注者名	○○ 県	請負者名	○○コンサルタント㈱
確認の日付	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	照査の日付	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
確認担当者 氏名・印	○○ ○ 印	照査技術者 氏名・印	○○ ○ 印

〔細部条件の照査表の例〕

工 種	ほ 場 整 備 工		
 <h2 style="text-align: center;"><u>〔2〕細部条件の照査表</u></h2> 			
業 務 名	平成○年度 県営ほ場整備事業○○地区○○工区実施設計業務		
発注者名	○○ 県	請負者名	○○コンサルタント㈱
確認の日付	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	照査の日付	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
確認担当者 氏名・印	○○ ○ 印	照査技術者 氏名・印	○○ ○ 印

[成果品の照査表の例]

工 種	ほ 場 整 備 工		
〔 3 〕 成 果 品 の 照 査 表			
業 務 名	平成○年度 県宮ほ場整備事業○○地区○○工区実施設計業務		
発注者名	○○ 県	請負者名	○○コンサルタント㈱
確認の日付	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	照査の日付	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
確認担当者 氏名・印	○○ ○ 印	照査技術者 氏名・印	○○ ○ 印

(6) 設計内容(要点)記載表記入要領(共通)

「設計内容(要点)記載表」は、「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」を作成する際、照査を行うための最低限度の判断材料を列挙してあるものであり、照査技術者に提出し、照査の参考とするものである。

また、これをそのまま「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」に添付して発注者に提出、確認を得るものとする。

1) 記入に際して

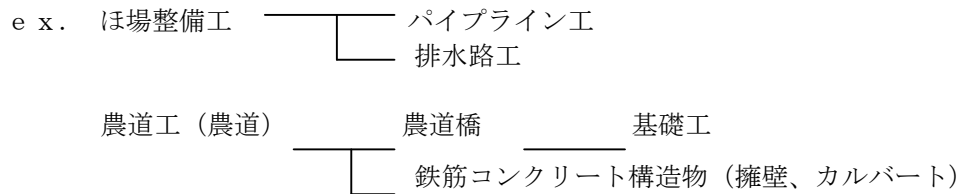
設計内容(要点)の記入に際して、その基本事項は次のとおりである。

①本設計内容(要点)は、表示工種について標準的な作業を想定して作成したものである。したがって、実業務に応じて検討項目を追加するものとする。

また、様式中の検討項目が設計対象範囲外の場合は、検討項目あるいは内容欄に該当なし又は「一」を記入する。

検 討 項 目		内 容
内 容	詳 細	
道 路 横 断 該当なし	位 置	測 点 該当なし
	横 断 形 式	
	横 断 区 間	

②当該業務工種において他工種の「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」が必要となる場合は、適宜必要となる箇所を引用するものとする。



③数値を記入する場合は、S I 単位系で統一する。

2) 共通記入要領

「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」を作成するに当たり、全工種に共通する記入要領は次のとおりである。

①検討項目欄

内容・詳細において不足している項目については、適宜文末に追加する。

②内容欄

1) この内容の欄に必要事項をすべて記入する。

e x

設計始点	測点	No. 1
設計終点	測点	No. 2 5
流域面積	A =	20.55 km ²
設計洪水量、超過確率	Q _r =	164.20 m ³ /s 超過確率：1/30
計画流量	Q =	5.80~5.45 m ³ /s

2) 選択方式となっている項目は該当するところを■とし、特記事項をその後に記載する。

設計区分	<input type="checkbox"/> 構想設計	<input type="checkbox"/> 基本設計	<input checked="" type="checkbox"/> 実施設計
〃	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

3) 標準値等

出典根拠にある参考文献等に記載されている標準的な数値であるが、あくまで参考値である。

4) 採用値・採用理由・出典根拠

採用値とその採用理由を簡単に記載する欄であり、採用理由が出典根拠欄の文献による場合は、この欄は同右と記入する。

通常採用する参考文献を記載してあるが、それによらない場合は、今回の設計に使用した基準書等あるいは過年度報告書等の名称を記入する。

「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」に共通する文献は総括表の（右）下段に記入するものとする。

e x

単位体積重量		設基 P. 89			
内部摩擦角		設基 P. 89			



単位体積重量		地質 P. 50			
内部摩擦角		過報 P. 100			

追一出典文献及びその略称 過報 P : 平成9年度〇〇〇事業〇〇水路設計業務報告書
 地質 P : 平成9年度〇〇〇事業〇〇水路地質調査業務報告書

5) 報告書記載頁

詳細説明の記述してある報告書のページ数を報告書記載頁記入欄に記す。(報告書記載頁の数字は、最終成果提出時のページとする。したがって、中間時においては本欄の記入は拘束しない。)

③備考欄

特に注意を要する特記事項等を記述する。

④照査欄

照査技術者の確認が済んだ項目に照査技術者が「√」を記入する。

⑤その他

1) パイプライン工「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」2. 3にあるように、管種管径あるいは構造物等が2種類以上ある場合は、個々に該当照査表を作成するものとする。

2) 特殊工法(サイホン・推進工等)がある場合には、別途「照査表(基本条件・細部条件・成果物)」を作成するものとする。

II 各工種の設計業務照査

各工種(17工種)の設計業務照査は、農林水産省(農村振興局整備部設計課施工企画調整室)の「設計業務照査の手引書(案)」により行うものとする。

III その他

業務が同手引書にない工種の場合は、同手引書に準じて照査技術者が照査に関する事項を定めるものとする。

(2) 設計業務照査の手引書(案)

◇設計業務照査の手引書(農林水産省農村振興局整備部設計課)

I 設計業務照査の手引書

1. 照査の意義と手引書の作成の意図

建設コンサルタントの提出する成果品は、農業農村整備事業を実施するための重要な基礎資料となり、当然のことながら契約書及び仕様書が要求する内容、精度を十分満たし、同時に誤りのないものとしなければならない。

設計業務は工種・作業内容が多様で現地符合が原則であり、個々のケースに最適な統一的照査基準等を整理することが困難な場合がある。

よって、ここに照査・確認の標準的な項目・内容・手引きを示し、それぞれの業務がこれを参考としてチェック体制を充実させて計画的に業務を遂行し、同時に成果品の品質並びに正確性の向上に寄与することを目的とする。

2. 手引書の使用に当たって

(1) 手引書の構成

手引書は、共通記入要領以降、目次に示す17工種についてそれぞれ次の内容で構成されている。

- ①工種別の記入上の留意点
- ②照査のフローチャート
- ③総括表
- ④照査表(基本条件・細部条件・成果品)
- ⑤設計内容(要点)記載表

[工種]

- | | | | |
|-----------|-------------|------------|-----------------|
| 1. ダム | 2. 頭首工 | 3. 用水機場工 | 4. 排水機場工 |
| 5. 用水路工 | 6. 排水路工 | 7. パイプライン工 | 8. 水路トンネル工 |
| 9. ほ場整備工 | 10. 農道工 | 11. 農道橋 | 12. 鉄筋コンクリート構造物 |
| 13. 擁壁 | 14. ファームポンド | 15. 水管橋 | 16. 地すべり対策工 |
| 17. ため池整備 | | | |

(2) 照査及び確認の実務

照査は、前項②の「照査のフローチャート」に示す照査区分(基本条件の照査時、細部条件の照査時、成果品の照査時)に応じて、管理技術者が「設計内容(要点)記載表」を作成し、これを基に照査技術者が「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」に基づき、確認照査するものとする。

なお、設計は業務内容に応じて設計者の自由意志が生かされるものであるから、その意味で「手引書はあくまでも標準的な手引き」であり、実情に応じて適正に使用するものとする。

(3) 基本事項（記入者と記入要領）

区 分	対象技術者（記入者）と要領				
1. 照査のフローチャート	手引書のフローチャートは標準的な作業フローであり、これにより難しいときは、照査計画作成時に照査技術者が作成する。なお、本照査フローチャートは、業務計画書に記載し、調査職員に提出するものとする。				
2. 総括表	記入：管理技術者 確認：照査技術者				
3. 照査表（基本条件・細部条件・成果品）	対象欄の区分	照 査		確 認	
		該当対象	確 認	該当対象	確 認
	記 入 者	受 注 者		発 注 者	
		管理技術者	照査技術者	調査職員	確認担当者
	記入マーク	○	∨	○	∨
	記入要領	①	②	③	④
<p>記入要領欄の説明：</p> <p>①：管理技術者は、仕様書・報告書（中間報告を含む。）からチェック対象となる項目に「○」を記入する。 （以下「∨」印はチェックの意味である。）</p> <p>②：照査技術者は、上記①で記入した対象項目について管理技術者が作成した「設計内容（要点）記載表」に基づき、報告書記載内容等の確認照査を行い、確認が済んだ項目に「∨」を記入する。</p> <p>③：調査職員は、①と同じく仕様書、報告書等を確認し、対象となる項目に「○」を記入する。</p> <p>④：確認担当者は、受注者から提出された照査済みの「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」及び「設計内容（要点）記載表」に基づき、②と同じ要領で確認を行い「∨」を記入する。</p>					
4. 設計内容（要点）記載表	管理技術者（及び担当者）が作成する。 但し、右端の照査確認欄は照査技術者が照査の済んだ項目のみに照査技術者が「∨」を記入する。				

(4) 総括表記入要領

総括表は、業務の主要構造物及びその設計諸元、設計条件、適用基準等を一覧表で説明するもので、報告書の概要をなす。作成（記入）は管理技術者が行い、照査技術者及び確認担当者は報告書によりこれを確認する。

設計基本条件	パイプライン形式	クローズドパイプライン		設計始点	測点 No.55+60.00	
	配管方式	樹枝状		設計終点	測点 No.65+60.00	
	計画通水量	2.300~2.190m ³ /s		設計延長	1000.00m	
	対外協議先の列挙	河川（県土木）、道路（県土木）				
	地下埋設物	■有 □無				
設計	管の埋設深	公道下、農道下	1.20m以上	耕地下	— m以上	
		構造令外農道下	1.00m以上	浮上防止	0.95m以上	
	管種管径（管級）	FRPM φ 1500~φ 1350（5種~2種）、DCIP φ 1500（4~3種）				
	現地盤の土質	砂質土（SF-G）				
	基礎工法	砂・土基礎	測点 No.55+60~66+60（掘削法勾配 1:0.5）			
		基礎	測点 コンクリート基礎なし			
	基床厚（m）	0.30m				
	基床幅（m）	素掘り	2.50, 2.35	矢板施工	2.90	
	材料	基礎	S-G	埋戻し	SF-G	
	埋戻し管理	締固め①、Ⅱ		設計支持角	90°	
横断工	道路	位置	No.59+97.50	横断形式	360° 土基礎	
	河川	位置	No.58+24.65	横断形式	〃	
	軌道	位置	——	横断形式	——	
水	始終点水位（m）	計画始点引継	30.700	計画終点引継	30.050	
		設計始点引継	30.700	設計終点引継	30.082	
理	分水工（m）	分水工名称	〇〇分水工			
		必要分水位	30.200			
		設計分水位	30.486			
検討	設計流速	1.530~1.302m/sec				
	設計内圧	静水圧の範囲	0.054~0.106 N/mm ²			
		水撃圧の範囲	0.054~0.106 〃			
		設計内圧の範囲	0.108~0.212 〃			

管体の構造計算	土の諸係数	受働抵抗係数	$e' = 40 \times 1.0 \times 1.0 \times 0.9 = 36$ (素掘)					
		単位体積重量	18KN/m ³	内部摩擦角	30°			
	設計諸数値	変形おくれ係数	1.1	沈下比	-0.1			
		上載荷重	自動車荷重	T-25	群集荷重	0.005N/mm ²		
	土被り範囲		1.20~4.80m	舗装種別	As舗装			
計算結果	許容内圧	——						
	必要管厚	管種管径別設計内容(要点)記載表 2.3						
管体保護工法		<input checked="" type="checkbox"/> 管体のみ <input checked="" type="checkbox"/> 連続埋設(溶接・溶着) <input type="checkbox"/> スラストブロック <input type="checkbox"/> 特殊継手(DCIP) ・その他						
付帯施設	通気施設	設置箇所	4箇所					
		形式	急速空気弁+人孔					
	排泥施設	設置位置	2箇所					
		規模	排泥管φ400+排泥室(現打)					
	分土工	形式	クローズ型分土工					
構造規模		制水弁+流量計+分水弁(現打保護工)						
その他施設を挙	制水弁							
保護工の構造	名称	空気弁工	制水弁工	分土工				
	部材厚	頂版(cm)	20	20	20			
		側壁(cm)	25	25	30			
		底版(cm)	30(計算上)	30	30			
	主鉄筋	頂版	D13@250	D13@250	D13@250	@	@	@
		側壁	D13@250	D16@250	D16@250	@	@	@
底版		D13@250	D13@250	D16@250	@	@	@	
主要土工数量 m ³	掘削	15280	基礎	2660	埋戻し	9730		
工事用仮設道路	全幅員	7.90m	有効幅員	6.00m	舗装種別	砂利		
水替規模	釜揚排水	φ150mm×1台	ウェルポイント	1.30@48本×ポンプ2台				
出典文献及びその略称	設基 P:土地改良事業計画設計基準設計「パイプライン」基準書 技術書 平成10年3月 付帯 P:土地改良事業標準設計図集「パイプライン付帯工」利用の手引き 平成8年3月 よりよきP:よりよき設計のポイント 平成10年3月							

(5) 照査表(基本条件・細部条件・成果品)

「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」は、「照査のフローチャート」にしたがって、業務の主要な区切り毎に実施すべき照査・確認項目と確認結果を明示するものである。

「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」は、当該対象項目に管理技術者が「○」を付し、照査技術者による照査の完了した項目に「V」を付して、「設計内容(要点)記載表」とともに発注者に提出する。

発注者は、提出された照査済資料に基づき、受注者と同様の確認を調査職員・確認担当者が行い、それぞれ「○」「V」を付す。

1) 各照査段階(基本条件の照査時、細部条件の照査時、成果品の照査時)における照査は、次の打合せ時に発注者の確認を得るものとし、照査事項の確認のみ行う発注者との打合せは原則として行わない。

したがって、他官庁協議等第三者の都合がある事項等はやむを得ないとしても、極力後に照査不可項目を残さないようにする。

発注者が行う確認時(打合せ)までに照査技術員の確認が済まない項目がある場合や、条件決定が順不同となる場合は、確認された項目と確認されない項目が分かるようにする。

秋田県委託業務共通仕様書【参考資料】

- 2) 各「項目」、「主な内容」の中に複数の確認事項がある場合（例えば関係機関協議等）は、必ず備考欄又は末尾の余白を利用して確認済み項目がわかるように記入する。
- 3) 「項目」、「主な内容」が漠然として発注者と受注者の確認の度合いが不明確になると思われる場合は、備考欄又は末尾の余白を利用して確認項目がわかるように記入する。
- 4) 業務内容、規模、重要度等に応じて「項目」、「主な内容」を追加あるいは削除して照査・確認する。

〔基本条件の照査表の例〕

工 種	ほ 場 整 備 工
-----	-----------

〔1〕基本条件の照査表

業 務 名	平成〇年度 県営ほ場整備事業〇〇地区〇〇工区実施設計業務		
発注者名	〇 〇 県	請負者名	〇〇コンサルタント㈱
確認の日付	平成 〇 年 〇 月 〇 日	照査の日付	平成 〇 年 〇 月 〇 日
確認担当者 氏名・印	〇 〇 〇 印	照査技術者 氏名・印	〇 〇 〇 印

〔細部条件の照査表の例〕

工 種	ほ 場 整 備 工		
 <h2 style="text-align: center;"><u>〔2〕細部条件の照査表</u></h2> 			
業 務 名	平成〇年度 県営ほ場整備事業〇〇地区〇〇工区実施設計業務		
発注者名	〇 〇 県	請負者名	〇〇コンサルタント㈱
確認の日付	平成 〇 年 〇 月 〇 日	照査の日付	平成 〇 年 〇 月 〇 日
確認担当者 氏名・印	〇 〇 〇 印	照査技術者 氏名・印	〇 〇 〇 印

[成果品の照査表の例]

工 種	ほ 場 整 備 工		
〔 3 〕 成 果 品 の 照 査 表			
業 務 名	平成○年度 県営ほ場整備事業○○地区○○工区実施設計業務		
発注者名	○○ 県	請負者名	○○コンサルタント㈱
確認の日付	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	照査の日付	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
確認担当者 氏名・印	○○ ○ 印	照査技術者 氏名・印	○○ ○ 印

(6) 設計内容(要点)記載表記入要領(共通)

「設計内容(要点)記載表」は、「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」を作成する際、照査を行うための最低限度の判断材料を列挙してあるものであり、照査技術者に提出し、照査の参考とするものである。

また、これをそのまま「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」に添付して発注者に提出、確認を得るものとする。

1) 記入に際して

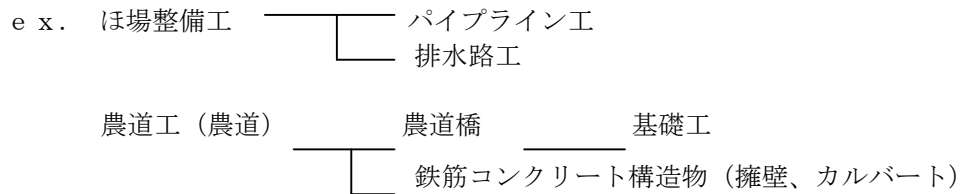
設計内容(要点)の記入に際して、その基本事項は次のとおりである。

①本設計内容(要点)は、表示工種について標準的な作業を想定して作成したものである。したがって、実業務に応じて検討項目を追加するものとする。

また、様式中の検討項目が設計対象範囲外の場合は、検討項目あるいは内容欄に該当なし又は「一」を記入する。

検 討 項 目		内 容
内 容	詳 細	
道路横断 該当なし	位 置	測 点 該当なし
	横 断 形 式	
	横 断 区 間	

②当該業務工種において他工種の「照査表(基本条件・細部条件・成果品)」が必要となる場合は、適宜必要となる箇所を引用するものとする。



③数値を記入する場合は、S I 単位系で統一する。

2) 共通記入要領

「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」を作成するに当たり、全工種に共通する記入要領は次のとおりである。

①検討項目欄

内容・詳細において不足している項目については、適宜文末に追加する。

②内容欄

1) この内容の欄に必要事項をすべて記入する。

e x

設計始点	測点	<input type="text" value="No. 1"/>
設計終点	測点	<input type="text" value="No. 2 5"/>
流域面積	A =	<input type="text" value="20.55"/> km ²
設計洪水量、超過確率	Q _r =	<input type="text" value="164.20"/> m ³ /s 超過確率： <input type="text" value="1/30"/>
計画流量	Q =	<input type="text" value="5.80~5.45"/> m ³ /s

2) 選択方式となっている項目は該当するところを■とし、特記事項をその後に記載する。

設計区分	<input type="checkbox"/> 構想設計	<input type="checkbox"/> 基本設計	<input checked="" type="checkbox"/> 実施設計
〃	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

3) 標準値等

出典根拠にある参考文献等に記載されている標準的な数値であるが、あくまで参考値である。

4)採用値・採用理由・出典根拠

採用値とその採用理由を簡単に記載する欄であり、採用理由が出典根拠欄の文献による場合は、この欄は同右と記入する。

通常採用する参考文献を記載してあるが、それによらない場合は、今回の設計に使用した基準書等あるいは過年度報告書等の名称を記入する。

「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」に共通する文献は総括表の（右）下段に記入するものとする。

e x

単位体積重量		設基 P. 89			
内部摩擦角		設基 P. 89			
↓					
単位体積重量		地質 P. 50			
内部摩擦角		過報 P. 100			

追一出典文献及びその略称 過報 P : 平成 9 年度〇〇〇事業〇〇水路設計業務報告書
地質 P : 平成 9 年度〇〇〇事業〇〇水路地質調査業務報告書

5) 報告書記載頁

詳細説明の記述してある報告書のページ数を報告書記載頁記入欄に記す。（報告書記載頁の数字は、最終成果提出時のページとする。したがって、中間時においては本欄の記入は拘束しない。）

③備考欄

特に注意を要する特記事項等を記述する。

④照査欄

照査技術者の確認が済んだ項目に照査技術者が「V」を記入する。

⑤その他

1)パイプライン工「照査表（基本条件・細部条件・成果品）」2. 3にあるように、管種管径あるいは構造物等が2種類以上ある場合は、個々に該当照査表を作成するものとする。

2)特殊工法（サイホン・推進工等）がある場合には、別途「照査表（基本条件・細部条件・成果物）」を作成するものとする。

II 各工種の設計業務照査

各工種（17工種）の設計業務照査は、農林水産省（農村振興局整備部設計課施工企画調整室）の「設計業務照査の手引書（案）」により行うものとする。

III その他

業務が同手引書にない工種の場合は、同手引書に準じて照査技術者が照査に関する事項を定めるものとする。

IV 立入り関係法令一覧表

— 表紙 (裏) 空欄 —

立入り関係法令一覧表

法令名	条	条文見出し
測量法	15 16 17 18 19 20 39 63	土地の立入り及び通知 障害物の除去 " 土地等の一時利用 土地の収用又は使用 損失補償 基本測量に関する規定の準備 罰則
測量法施行規則	1-2	土地の立入りの身分証明書の様式
土地収用法	11 12 13 14 15 143	事業の準備のための立入権 立入りの通知 立入りの受忍 障害物の伐採及び土地の試掘等 証票等の携帯 罰則
土地収用法施行規則	1	証票及び許可証の様式
国土調査法	24 25 26 27 28 29 34 37 20	立入 立会又は出頭 障害物の除去 土地の使用の一時制限又は土地等の一時使用 試験材料の採取収集 損失補償 測量法との関係 罰則 身分を示す証明書
道路法	66 67 69 101	他人の土地の立入又は一時使用 立入又は一時使用の受忍 損失の補償 罰則
道路法施行規則	5	証票の様式
河川法	89 103	調査・工事等のための立入り等 罰則
河川法施行規則	35	証明書の様式
海岸法	18 42	土地等の立入及び一時使用並びに損失補償 罰則
海岸法施行規則	6	証明書の様式
都市計画法	25 26 27 28 92	調査のための立入等 障害物の伐除及び土地の試掘等 証明書等の携帯 土地の立入り等に伴う損失の補償 罰則
土地区画整理法	72 73 139	測量及び調査のための土地の立入等 土地の立入等に伴う損失の補償 罰則
住宅地区改良法	20 21 22 23 37	測量及び調査のための土地の立入り等 障害物の伐採及び土地の試掘等 証明書の携帯 土地の立入り等に伴う損失の補償 罰則
宅地造成等規制法	4 5 6 7 28	測量又は調査のための土地の立入り 障害物の伐採及び土地の試掘等 証明書等の携帯 土地の立入り等に伴う損失の補償 罰則

都市再開発法	60 61 62 63 142	測量及び調査のための土地の立入等 障害物の伐採及び土地の試掘等 証明書等の携帯 土地の立入り等に伴う損失の補償 罰則
下水道法	32 47	他人の土地の立入又は一時使用 罰則
地価公示法	22 23 28	土地の立入り 土地の立入り等に伴う損失の補償 罰則
地価公示法施行規則	6	身分証明書の様式
地すべり等防止法	6 16 53	調査のための立入り 土地の立入等 罰則
地すべり等防止法施行規則	2	証明書の様式
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	11 12 18	土地の立入り " 罰則
港湾法	55-2	他人の土地への立入
港湾法施行規則	18	証票の様式

土地立入り関係法令抜すい

【測 量 法】

(土地の立入及び通知)

第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

(基本測量に関する規定の準用)

第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第14条から第18条まで、第21条及び第23条から第26条まで中「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第19条及び第20条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、それぞれ読み替えるものとする。

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 正当の理由がなくて基本測量又は公共測量の実施を妨げた者

(2) 第15条第1項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

(3) 省略

【測量法施行規則】

(土地の立入りの身分証明書の様式)

第1条の2 法第15条第4項(法第39条において準用する場合を含む。)の規定による証明書の様式は、別表第1の2のとおりとする。

【道路法】

(他人の土地の立入又は一時使用)

第66条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければなら

秋田県委託業務共通仕様書【参考資料】

い。

7 第5項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(立入又は一時使用の受認)

第67条 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

第101条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 第67条の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- (7) 省略

【道路法施行規則】

(証票の様式)

第5条 法第66条第7項の規定による証票の様式は、別記様式第6とする。

【河川法】

(調査、工事等のための立入り等)

第89条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行うためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 省略

第103条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 省略
- (2) 省略

秋田県委託業務共通仕様書【参考資料】

- (3) 第89条第7項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

〔河川法施行規則〕

(証明書の様式)

第35条 省略

2 省略

3 法第89条第5項の証明書の様式は、別記様式第19とする。

〔海岸法〕

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第18条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入ってはならない。

4 第1項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

7 海岸管理者は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 省略

9 第4項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第42条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 省略

(2) 第18条第六項(第37条の8において準用する場合を含む。)の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

〔海岸法施行規則〕

(証明書の様式)

第6条 法第18条第9項の規定による証明書の様式は、別記様式第3(法第6条第2項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって法第18条第1項の権限を行う場合にあつては、別記様式第4)とする。

2 省略

【地すべり等防止法】

(調査のための立入)

- 第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条の規定による裁決を申請することができる。
- 11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(土地の立入等)

- 第16条 都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第8項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。
- 第53条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。
- (1) 第6条第7項(第16条第2項又は第45条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者
- (2) 省略
- (3) 省略

【地すべり等防止法施行規則】

(証明書の様式)

- 第2条 法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第1とする。
- 2 法第16条第2項において準用する法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第2(法第10条第2項の規定により主務大臣が都道府県知事に代って法第16条第1項の権限を行う場合にあつては、別記様式第3)とする。

秋田県委託業務共通仕様書【参考資料】

- 3 法第22条第4項の規定による証明書の様式は、別記様式第4(法第10条第2項の規定により主務大臣が都道府県知事に代って法第22条第1項の権限を行う場合にあつては、別記様式第5)とする。
 - 4 法第45条第1項において準用する法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第6とする。
(損失の補償の裁決申請書の様式)
- 第3条 地すべり等防止法施行令(昭和33年政令第112号)第1条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第7とし、正本1部及び写1部を提出するものとする。

【港湾法】

(他人の土地への立入)

- 第五十五条の二 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員を他人の土地に立ち入らせることができる。
- 2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。但し、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
 - 3 第一項の立入は、所有者又は占有者の承諾があつた場合を除き、日出前及び日没後においては、してはならない。
 - 4 第一項の職員は、同項の規定により他人の土地に立ち入る場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

【港湾法施行規則】

(証票の様式)

- 第十八条 法第五十五条の二第四項の規定による証票は、第六号様式によるものとする。

— 空 欄 —

V 港灣關係資料

— 表紙 (裏) 空欄 —

港湾関係資料目次

1. 港湾工事等潜水作業従事者配置要領.....	1
2. 海上工事における関係法令一覧.....	3
3. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き.....	6
4. 船舶航行に関する報告手続きの手引き.....	12

— 空 欄 —

1. 港湾工事等潜水作業従事者配置要領

(平成29年3月23日国港技第75号)

1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者（以下「潜水士」という。）の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。

2. 定義

- 1) この要領において、「港湾潜水技士」とは、一般社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水士を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」、「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。
- 2) この要領において、「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水士をいう。

3. 港湾潜水技士及び無級者の潜水作業

- 1) 港湾潜水技士は、潜水作業に単独で従事できる。
- 2) 無級者は、一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士の指揮のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に提出し、三級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者にあつては、この限りではない。

4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務

受注者は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者（以下「指揮者」という。）及び潜水作業管理者（以下「管理者」という。）を配置するものとする。

- 1) 2名以上の者が共同で潜水作業を行う場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として1名を配置するものとする。
- 2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。
 - イ 作業方法の決定、潜水士等の配置及び潜水作業の指揮
 - ロ 潜水士等に対する指導又は監督
 - ハ 異常時等における措置
 - ニ 他の作業関係者との連絡（管理者を配置しない場合）
 - ホ 合図者の指名
 - ヘ 合図の統一
- 3) 3名以上の者が潜水作業を行う場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、管理者として1名を配置するものとする。

秋田県委託業務共通仕様書[参考資料]

4) 管理者は、次の業務を行うものとする。

- イ 潜水作業全般の統括業務と管理
- ロ 指揮者及び潜水土等に対する指導
- ハ 潜水作業全般の安全管理
- ニ 他の作業関係者との連絡・調整

5) 指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。

5. 実施体制の表示

受注者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水土の氏名、資格認定番号、有効期限並びに指揮者、管理者の配置状況を施工(業務)計画書に記載するものとする。

これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとする。

なお、監督職員から請求のあった場合には、「港湾潜水技士手帳」の写しを提示しなければならない。

6. 資格証書等の携行

受注者は、潜水土に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

7. 資格の有効期限の確認

受注者は、潜水土に対し「港湾潜水技士手帳」の写しを提出させ、資格の有効期間を確認するものとする。

(別表)

作業区分	
1. 構造物基礎	6. 水中鉋打
2. 構造物設置据付	7. 水中探査
3. 水中コンクリート	8. 水中調査測量
4. 水中掘削	9. その他 (前記に属さない作業)
5. 水中溶接溶断	

注) 上記作業区分において、この要領に定める資格以外の資格を必要とする場合にあつては、当該資格を有していなければならない。

2. 海上工事における関係法令一覧

分類	法令名	
航行安全に関する法令	海上衝突予防法	(昭和52.6.1法律台62号)
	同 施行規則	(昭和52.7.1運輸省令台19号)
	海上交通安全法	(昭和47.7.3法律第115号)
	同 施行令	(昭和48.1.26政令第5号)
	同 施行規則	(昭和48.3.27運輸省令第9号)
	港則法	(昭和23.7.15法律第174号)
	同 施行令	(昭和40.6.22政令第219号)
	同 施行規則	(昭和23.10.9運輸省令第29号)
	水路業務法	(昭和25.4.17法律第102号)
	同 施行令	(平成13.12.28政令第433号)
	同 施行規則	(昭和25.7.26運輸省令第55号)
	航路標識法	(昭和24.5.24法律第99号)
	同 施行規則	(昭和24.6.25運輸省令第30号)
	水難救護法	(明治32.3.29法律第95号)
	同 施行令	(昭和28.8.31政令第237号)
	同 施行規則	(明治32.7.29逓信省令第35号)
	海難審判法	(昭和22.11.19法律第135号)
	同 施行令	(昭和23.3.6政令第54号)
	同 施行規則	(昭和23.4.2運輸省令第8号)
	船舶法	(明治32.3.8法律第46号)
同 施行規則	(明治32.6.12逓信省令第24号)	
内航海運業法	(昭和27.5.27法律第151号)	
同 施行規則	(昭和27.7.2運輸省令第42号)	
港湾等整備に関する法令	港湾法	(昭和25.5.31法律第218号)
	同 施行令	(昭和26.1.19政令第4号)
	同 施行規則	(昭和26.11.22運輸省第98号)
	港湾の施設の技術上の基準を定める省令	(昭和49.7.16運輸省令第30号)
	漁港漁場整備法	(昭和25.5.2法律第137号)
	同 施行令	(昭和25.7.28政令第239号)
	同 施行規則	(昭和26.7.17農林省令第47号)
	海岸法	(昭和31.5.12法律第101号)
	同 施行令	(昭和31.11.7政令第332号)
	同 施行規則	(昭和31.11.10 農林、運輸、建設省令第1号)
	公有水面埋立法	(大正10.4.9法律第57号)

	同 施行令 (大正11.4.8勅令第194号)
	同 施行規則 (昭和49.3.18運輸、建設省令第1号)
海洋汚染防止等に関する法令	<p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45.12.25法律第136号)</p> <p>同 施行令 (昭和46.6.22政令第201号)</p> <p>同 施行規則 (昭和46.6.23運輸省令第38号)</p> <p>船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和45.12.25法律第137号)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和46.9.23政令第300号)</p> <p>同 施行規則 (昭和46.9.23厚生省令第35号)</p> <p>資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3.4.26法律第48号)</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12.5.31法律第104号)</p> <p>同 施行令 (平成12.11.19政令第495号)</p> <p>同 施行規則 (平成14.3.5国土交通省、環境省第1号)</p> <p>水質汚濁防止法 (昭和45.12.25法律第138号)</p> <p>同 施行令 (昭和46.6.17政令第188号)</p> <p>同 施行規則 (昭和46.6.19総理府通産省令第2号)</p> <p>水産資源保護法 (昭和26.12.17法律第313号)</p> <p>自然環境保全法 (昭和47.6.22法律第85号)</p> <p>同 施行令 (昭和48.3.31政令第38号)</p> <p>同 施行規則 (昭和48.2.9総理府令第62号)</p>
自然公園に関する法令	<p>自然公園法 (昭和32.6.1法律第161号)</p> <p>同 施行令 (昭和32.9.30政令第298号)</p> <p>同 施行規則 (昭和32.10.11厚生省令第41号)</p>
危険物に関する法令	<p>火薬類取締法 (昭和25.5.4法律第149号)</p> <p>同 施行規則 (昭和25.10.31通産省令第88号)</p> <p>火薬類の運搬に関する総理府令 (昭和35.12.28総理府令第65号)</p> <p>危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32.8.20運輸省令第30号)</p> <p>危険物の規則に関する政令 (昭和34.9.26政令第306号)</p>

	危険物の規則に関する規則 (昭和34.9.29総理府令第55号)
火災防止に関する法令	消防法 (昭和23.7.24法律第186号) 同 施行令 (昭和36.3.25政令第37号) 同 施行規則 (昭和36.4.1自治省令第6号)
交通安全に関する法令	道路交通法 (昭和35.6.25法律第105号) 同 施行令 (昭和35.10.11政令第270号) 同 施行規則 (昭和35.12.3総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42.8.2法律第131号)
船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭和8.3.15法律第11号) 同 施行令 (昭和9.2.1勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38.9.25運輸省令第41号) 鋼船構造規程 (昭和15.4.24逓信省令第24号) 船舶構造規則 (平成10.3.31運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59.8.30運輸省令第55号) 船舶設備規程 (昭和9.2.1逓信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和27.11.14運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55.5.6運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43.8.10運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31.12.28運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40.5.19運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40.5.19運輸省令第37号)
船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26.4.16法律第149号) 同 施行令 (昭和58.2.12政令第13号) 同 施行規則 (昭和26.10.15運輸省令第91号) 船員法 (昭和22.9.1法律第100号) 同 施行規則 (昭和22.9.1運輸省令第23号) 小型船等に乘組む海員の労働時間及び休日に関する省令 (昭和42.6.2運輸省令第31号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39.7.31運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14.4.6法律第73号)

3. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き

(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	港 湾 工 事 等 許 可 申 請 書
根拠法令	港湾法37-1項、同令13、14
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者の長が指定する区域）
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第1項の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ 港湾管理者の長が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚げ場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ 港湾管理者の長が指定する廃物の投棄
提出者	工事等施工者
提出先	港湾管理者の長
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域施設、外かく施設、若しくはけい留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56-1）

(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	作 業 等 許 可 申 請 書
根拠法令	港則法31-1項、37-3項 同則16
適用海域	特定港内又は特定港の境界付近（特定港以外の港にも準用）
手続きを必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提出者	工事又は作業の実施責任者

秋田県委託業務共通仕様書[参考資料]

提出先	特定港にあつては所轄港長 特定港以外の港にあつては所轄海上保安（監）部又は海上保安部の長
申請の内容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域又は場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）

(3) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等届出書
根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30
適用海域	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域
手続きを必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合
提出者	工事等施工者
提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）
記載事項	1) 事項 ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 ②種類規模及び構造 ③船舶許容能力、係留能力 ④工事の開始及び完了の予定期日 ⑤使用及び管理の計画 2) 添付書類 ①工事設計書 ②位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ③水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ④規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑤その他参考書類

秋田県委託業務共通仕様書[参考資料]

(4) 漁港内で工事等を施工する場合

書類の名称	工 事 等 許 可 申 請 書
根拠法令	漁港漁場整備法39
適用海域	漁港の区域内的の水域又は公共空地
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ①工作物の建設若しくは改良 (水面又は土地の占有を伴うものを除く) ②土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 ③汚水の放流若しくは汚物の放棄 ④水面若しくは土地の一部の占有 (公有水面の埋立による場合を除く)
提出者	工事等施工者
提出先	漁港管理者

(5) 海岸保全区域で工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域 占有許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4
適用海域	陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲	同左
手続きを必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占有しようとするとき	次の行為をしようとするとき ①土砂(砂を含む)を採取すること ②水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること ③土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為(木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの)
提出者	占有しようとするもの	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同左
申請の内容	①海岸保全区域の占有の目的 ②海岸保全区域の占有の期間	①土砂採取の場合 イ 採取の目的

	③海岸保全区域の占用の場所 ④施設又は工作物の構造 ⑤工事実施の方法 ⑥工事実施の期間	ロ 採取の期間 ハ 採取の場所 ニ 採取の方法 ホ 採取量 ②施設又は工作物の新設、改築の場合 イ 新設又は改築する目的 ロ 新設又は改築する場所 ハ 新設又は改築する施設又は工作物の構造 ニ 工事実施の方法 ホ 工事実施の期間 ③土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ 目的 ニ 場所 ロ 内容 ホ 方法 ハ 期間
--	--	---

(6) 自然公園、特別地域内で工事を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
根拠法令	自然公園法17、18、18-2 20、同則10
適用海域	特別地域（国立公園、国定公園） 特別保護地区、海中公園地区
手続きを必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ①工作物を新築し、改築し、又は増築すること ②木竹を伐採すること ③鉱物を掘採し、又は土砂を採取すること ④河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ④の2 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑤広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は公告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑥水面に埋立て、又は干拓すること ⑦土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑧高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑨屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること

	⑩道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において馬車若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事
申請の内容	①申請者の住所及び氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） ②行為の種類 ③行為の目的 ④行為の場所 ⑤行為地及びその付近の状況 ⑥行為の施行方法 ⑦着手及び完了の予定日 （添付図面等） ①行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 ②行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 ③行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面

(7) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水路測量許可申請書
根拠法令	水路業務法6、同則2、3
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ①学術的な調査、研究のための水路測量 ②港湾施設施工のための水路測量 ③百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量
提出者	水路測量実施者
提出先	管区海上保安本部海洋情報部（管区海上保安本部長あて）
申請の内容	①申請者の住所、氏名又は名称 ②水路測量の目的区域 ③精度 ④方法

秋田県委託業務共通仕様書[参考資料]

⑤期間 ⑥水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑦水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑧水路測量作業員の構成
--

(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置（管理） 許 可 申 請 書	航路標識現状変更 許 可 申 請 書
根拠法令	航路標識法2のただし書き 同則1、3	航路標識法5の1 同則7
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき	海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更を変更し、その他その現状を変更しようとするとき
提出者	設置及び管理しようとする者	航路標識の管理者
提出先	所轄海上保安本部燈台部 (管区海上保安本部長あて)	同左
申請の内容	1) 設置の場合 ①理由書 ②設置位置を海図上に示した図面 ③航路標識の全体を示した側面図 ④航路標識の各部の構造についての図面 ⑤告示要項書 ⑥用品調書 2) 管理の場合 ①航路標識の名称 ②管理の理由 ③管理期間 ④管理条件 ⑤管理方法	1) 位置を変更する場合 ①設置位置を海図上に示した図面 ②告示要項書 2) 性質又は構造を変更する場合 ①航路標識の全体を示した側面図 ②航路標識の各部の構造についての図面 ③告示要項書 3) 廃止、休止の場合 [航路標識廃止(休止)許可申請書] ①理由 ②廃止の期日(休止の期間) ③廃止(休止)に伴う措置

〔備考〕許可申請書作成にあたっては、保燈監第365号(昭和51年12月24日)「所管外航路標識許可事務処理要領」を参照すること。

4. 船舶航行に関する報告手続きの手引き

(1) 長大物件をえい(押)航するときの航路通報

名 称	長大物件えい航船等航路予定通報													
根拠法令	海交法22、同則12、13、14													
手続きを必要とするとき	長大物件えい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの長さが200m以上のもの）、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき													
通 報 者	船長又は船長の職務代行者													
通 報 先	航路を担当する海上保安部署 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">航路名</th> <th style="width: 50%;">航路担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td> <td>東京湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>明石海峡航路</td> <td>大阪湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td> <td>備讃瀬戸海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>来島海峡航路</td> <td>来島海峡海上交通センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安(監)部</p>		航路名	航路担当部署	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター	明石海峡航路	大阪湾海上交通センター	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター	伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部	来島海峡航路	来島海峡海上交通センター
航路名	航路担当部署													
浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター													
明石海峡航路	大阪湾海上交通センター													
備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター													
伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部													
来島海峡航路	来島海峡海上交通センター													
通報時期	①最初の通報：航路入航予定日の前日の正午まで ②変更通報：航路入航予定時刻の3時間前 以後その都度直ちに													
通報手段	海上保安庁長官が告示で定める方法													
通報事項	①船舶の名称及び総トン数 ②長大物件えい(押)航船の全体の長さ及び喫水(単位メートル) ③長大物件えい(押)航船の引き又は押す物件の概要(種類、長さ、幅、高さ等) ④仕向港(仕向港の定まっている船舶に限る) ⑤航行しようとする航路の区間 ⑥航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による) ⑦航路出航予定日時(同上) ⑧船舶局の呼出符号又は呼出名称(船舶局のある船舶に限る) ⑨海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る)													

(注) (1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書きすること。

(2) 航路を通航しない場合は、この通報は必要としない。

秋田県委託業務共通仕様書[参考資料]

(2) 海難発生時の通報

名 称	海難報告	海難報告
根拠法令	海交法33、同則29	海則法25
適用海域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続きを必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通報者	船長	船長
通報先	所轄海上保安(監)部の長	所轄港長又は所轄海上保安(監)部の長
通報事項	①海難の概要 ②標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要	同左

(3) 航路標識等事故発生時の通報

名 称	航路標識事故発生時の通報
根拠法令	航路標識法7
適用海域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域
手続きを必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通報者	事故発見者
通報先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通報事項	事故状況

(4) 海難報告

名 称	海 難 報 告 書
根拠法令	船員法19、同則14
手続きを必要とするとき	次の事態が発生したとき ①船舶の衝突、乗揚、沈没、減失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ②人命又は船舶の救助に従事したとき ③航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤予定航路変更したとき ⑥船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき
報告者	船長
報告先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報告時期	発生後遅滞なく

報告部数	2部
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> ①件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） ②船名 ③船質 ④船舶番号 ⑤船籍港 ⑥総トン数 ⑦航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧主機の種類、筒数及び出力 ⑨船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩船長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 ⑪機関長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 ⑫発航港及び到着港 ⑬事実発生の年月日時及び場所 ⑭事実のてん末
様式	第4号
注	<ul style="list-style-type: none"> ①海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること 航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること ②航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかつた理由をも記載すること ③船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること

VI 空港関係資料

— 表紙 (裏) 空欄 —

空港関係資料目次

1. 制限区域内工事実施指針	1
----------------------	---

— 空 欄 —

制限区域内工事实施指針

目 次

目次

I 総則	4
1 目的	4
2 本指針の適用	4
3 用語の定義	4
4 工事の実施に当たっての責務	5
5 工事等作業のための制限区域内立入等に係る調整等	5
6 本指針によることができない場合の措置	5
II 運航制限に必要な手続等	6
1 運航制限の区分	6
2 運航制限の事務処理	6
III 工事の実施に必要な保安措置	7
1 工事案内板及び工事境界標識	7
2 見張人	7
3 工事仮設物及び工事機械の保安措置	7
4 工事受注者の安全管理体制	7
IV 工事实施要領	8
1 一 般	8
2 滑走路又は過走帯における工事	11
3 滑走路ショルダーにおける工事	12
4 着陸帯(1)及びRESA(1)における工事	12
5 着陸帯(2)及びRESA(2)、隣接するその他の区域における工事 (RESA(1)に隣接するその他の区域における工事を含む。)	12
6 誘導路又はエプロンにおける工事	12
7 誘導路ショルダーにおける工事	12
8 誘導路帯又はエプロンショルダーにおける工事	12
9 その他の区域における工事	12
別図(1) 工事場所区分	13

別図（２）禁止標識	14
別図（３）臨時滑走路末端標識	15
別図（４）滑走路末端仮標識（白色又は黄色）	15
別図（５）滑走路又は過走帯の施設制限の例	16
別図（６）着陸帯工事における無障害物区域	17
別図（７）工事用機材置場の範囲	18
別図（８）工事区域と航空機のクリアランス	19
別紙様式（１）工事案内標識板	20

I 総 則

1 目 的

本指針は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第92条第3号に掲げる保安上の基準に基づく工事の実施指針を定めることにより、航空機の運航の安全確保と工事の安全管理に万全を期すことを目的とする。

2 本指針の適用

本指針は空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港及び同法附則第2条第1項に規定する共用空港（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第2条第12項第1号に規定する民間航空専用施設に限る。以下同じ。）の制限区域内において実施される新設工事、改良工事、撤去工事、維持修繕工事（除雪工事を除く。及び測量・調査に適用する。

3 用語の定義

この指針における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「制限区域」とは、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第5条に定める制限区域をいう。
- (2) 「供用の休止」とは、1暦日以上空港又は航空保安施設の供用を全面的に停止することをいう。
- (3) 「施設制限」とは、滑走路、誘導路、エプロン及びその他の空港の施設又は航空保安施設の一部について使用を禁止する制限をいう。
- (4) 「時間制限」とは、空港の施設又は航空保安施設の運用時間を短縮し、又は変更する制限をいう。
- (5) 「空港管理者」とは、以下のいずれかの該当するものをいう。
 - ① 保安上の基準に従って空港を管理する者（国が管理する空港を除く。）
 - ② 国が管理する空港においては、当該空港に置かれた空港事務所長（国際空港長若しくは空港長）
 - ③ 共用空港においては、当該空港に置かれた空港事務所長
- (6) 「工事発注者」とは、工事の発注を行った者をいう。
- (7) 「工事受注者」とは、契約により工事を施工する者をいう。
- (8) 「重要な運航制限」とは、供用の休止並びに施設制限及び時間制限のうち、航空運送事業のスケジュール若しくは機材の大幅な変更又は当該空港の最低気象条件の変更を要するものをいう。
- (9) 「軽微な運航制限」とは、重要な運航制限以外の運航制限をいう。
- (10) 「内側転移表面」とは、無障害空間を確保するため、滑走路の近くに無ければならぬ航行援助施設、航空機及び車両を規制する障害物制限表面であり、別図（7）に示すとおおり、滑走路中心線と平行に着陸帯外側へ60m（コードFの航空機が着陸する滑走路においては77.5m）の位置から着陸帯の外側上方へ1/3の勾配を有する平面で、その末端は水平表面との交線である。
- (11) 「大型機械」とは、杭打機械、クレーン、ブルドーザ、モータグレーダ、トラック、バックホウ、アスファルトフィニッシャ、トラクタ牽引式草刈機及びこれらに類する大型の建

秋田県委託業務共通仕様書[参考資料]

設工事用機械をいう。

(12) 「小型機械」とは、小型草刈機、ランマその他の大型機械以外の建設工事用機械をいう。

4 工事の実施に当たっての責務

工事の実施に当たっては、航空機の運航の安全確保と工事の安全管理について常に留意するとともに、当該工事の実施に伴う航空機の運航制限を最小にとどめるよう努めるものとする。

5 工事等作業のための制限区域内立入等に係る調整等

工事等作業のための制限区域内立入等に係る調整等については、「空港運用業務指針」（平成17年9月9日付、国空用第124号）第4章「工事等作業のための制限区域立入等の取扱い」により実施するものとし、ILS制限区域については、ILSの運用に従事している者又は空港の設置管理者（共用空港においては当該空港の空港事務所長。以下同じ。）が指名した者と事前に調整するものとする。

6 本指針によることができない場合の措置

特殊な事情により、本指針に沿った措置が講ずることができず、本指針から逸脱した措置を取らざるを得ない場合は、当該措置により本指針の目的が妨げられないことを確認し、あらかじめ航空局安全部空港安全・保安対策課に照会を行うものとする。

II 運航制限に必要な手続等

1 運航制限の区分

運航制限の区分は、次のとおりとする。

- (1) 供用の休止
- (2) 使用方法の制限
 - ①施設制限
 - ②時間制限

2 運航制限の事務処理

(1) 運航制限の計画

空港の設置管理者は、工事の実施に伴い運航制限を行うときは、あらかじめ工事発注者、航空会社及び関係機関（ILS制限区域については、ILS運用に従事している者又は空港の設置管理者が指名した者。共用空港については自衛隊の現地部隊及び防衛局等を含む。）と協議するものとする。

ただし、維持修繕工事（大規模なものを除く。）及び測量・調査に伴う運航制限については、この限りでない。

(2) 運航制限の決定期日

運航制限の決定は、「航空情報発行手続要領」（平成19年6月21日付け、国空用第92号）に従い、航空情報通報締切日の時期以前に行うものとする。

(3) 供用の休止の告示

決定しようとする運航制限が供用の休止を含む場合は、航空局関係課室に航空法（昭和27年法律第231号）に基づく告示の手続を依頼するものとする。

(4) 運航制限の変更

運航制限を変更する場合は、上記(1)から(3)までの定めに基づいて事務の処理を行うものとする。

Ⅲ 工事の実施に必要な保安措置

空港の設置管理者は、工事の実施に当たり、工事発注者及び工事受注者と次に定める保安措置について、着工に先立ち調整するものとする。

1 工事案内板及び工事境界標識

- (1) 工事区域の出入口付近に別紙様式(1)に示す工事案内板を設置しなければならない。ただし、維持修繕工事、測量・調査及び空港の設置管理者が安全上支障ないと認めた新設工事、改良工事及び撤去工事は、この限りでない。
- (2) 空港の設置管理者が安全を確保するため必要と認めた場合は、工事区域に工事境界標識（バリケード、内照式のコーン等）を設置するものとする。

2 見張人

空港の設置管理者が安全を確保するため必要と認めた場合は、制限区域の出入口、工事車両が航空機の移動区域を横断する箇所等に見張人を配置するものとする。

3 工事仮設物及び工事機械の保安措置

- (1) 工事仮設物及び工事機械は、航空機から容易に識別される鮮明な色で塗装されているもの又は「空港運用業務指針」第2章「制限区域立入及び車両使用の取扱い」に定める車両用標識旗を車両外に掲げるものとする。
- (2) 空港の設置管理者が安全を確保するため必要と認めた場合は、工事仮設物又は工事機械に航空障害灯又は点滅灯を設置するものとする。

4 工事受注者の安全管理体制

- (1) 工事受注者は、あらかじめ安全管理体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、事故又は緊急の事態に対応できるよう全ての作業員を対象とした指揮系統を定めておくものとする。
- (2) 工事受注者の現場代理人は、工事の実施中においては、工事現場に常駐し、空港の設置管理者及び工事発注者と常に連絡がとれる措置をあらかじめ講じておくものとする。

IV 工事実施要領

1 一般

(1) 工事区分

工事の区分は、次のとおりとする。

① 工事の場所による区分（別図(1)参照）

- a. 滑走路又は過走帯における工事
- b. 滑走路ショルダー（所定の幅、強度及び表面を有し、滑走路の両側に接する区域をいう。以下同じ。）における工事
- c. 着陸帯(1)（着陸帯のうち非計器用着陸帯として確保すべき部分であって滑走路、過走帯及び滑走路ショルダーを除いたものをいう。以下同じ。）における工事
- d. 着陸帯(2)（着陸帯のうち滑走路、過走帯、滑走路ショルダー及び着陸帯(1)を除いた部分をいう。以下同じ。）における工事
- e. 誘導路（エプロン誘導路及び高速脱出誘導路を含む。以下同じ。）又はエプロンにおける工事
- f. 誘導路ショルダー（所定の幅、強度及び表面を有し、誘導路の両側に接する区域をいう。以下同じ。）における工事
- g. 誘導路帯（固定障害物の設置が禁止されている誘導路に接した区域であって誘導路ショルダーを除いた部分をいう。以下同じ。）又はエプロンショルダー（所定の幅、強度及び表面を有し、エプロンの縁に接する区域をいう。以下同じ。）における工事
- h. 滑走路端安全区域(1)（（以下、「RESA(1)」という。）滑走路端安全区域（航空機がオーバーランまたはアンダーシュートを起こした場合に航空機の損傷を軽減させるため、着陸帯の両端に設けられる施設をいう。以下同じ。）のうち、幅は滑走路幅の2倍、長さは着陸帯から90m（別図(1)参照）における工事
- i. 滑走路端安全区域(2)（（以下、「RESA(2)」という。）滑走路端安全区域のうち、RESA(1)を除いた範囲をいう。）における工事
- j. その他の区域（上記 a. ～g. に掲げる区域以外の区域をいう。以下同じ。）における工事

② 使用する機械等による区分

- a. 大型機械を使用する工事
- b. 小型機械のみを使用する工事
- c. 人力のみによる工事

(2) 工事期間中における臨時の飛行場標識施設

- ① 次の施設の新設工事を実施する場合（施設制限を伴う工事を実施する場合を除く。）

- a. 滑走路
供用中の滑走路と識別するため、飛行場標識施設のうち滑走路末端標識、指示標識及び目標点標識（改正前の接地点標識を含む。以下同じ。）については、供用開始まで航空機から視認できないようにするための措置を講じ、舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。なお、制限区域外において滑走路の新設工事を実施する場合も同様の措置を実施する必要がある。
 - b. 誘導路
供用中の誘導路と識別するため、舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。また、供用中のエプロンと識別する必要が生じた場合においても舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。
 - c. エプロン
供用中の誘導路又はエプロンと識別する必要が生じた場合、舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。
- ② 供用の休止により工事を実施する場合供用の休止を明示するため、飛行場標識施設のうち滑走路末端標識、指示標識及び目標点標識については、供用開始まで航空機から視認できないようにするための措置を講じ、舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。
- ③ 次の施設の施設制限を伴う工事を実施する場合
- a. 滑走路、過走帯
滑走路進入端等の一時的な移設を必要とする施設制限を実施する場合、供用中の滑走路区域と識別するため、飛行場標識施設のうち滑走路末端標識、指示標識及び目標点標識については、供用開始まで航空機から視認できないようにするための措置を講じ、施設制限を実施する区域の舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。また、移設する滑走路進入端等に別図(3)に示す臨時滑走路末端標識を、供用する滑走路の着陸目標点に臨時の目標点標識を設置するものとする。
 - b. 誘導路
供用中の誘導路と識別するため、舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。また、供用中のエプロンと識別する必要が生じた場合においても舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。なお、飛行場標識施設のうち施設制限区域の手前の誘導路中心線標識については、供用開始まで航空機から視認されないような措置を講じるものとする。ただし、空港の設置管理者が安全上支障ないと認められた場合は、この限りでない。
なお、誘導路を閉鎖して工事を実施する場合は、航空機の誤進入対策として禁止区域灯の設置が必要な場合がある。
 - c. エプロン
供用中のエプロンと識別するため、舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。また、供用中の誘導路と識別する必要が生じた場合においても舗装面上に別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。

なお、エプロンを閉鎖して工事を実施する場合は、航空機の誤進入対策として禁止区域灯の設置が必要な場合がある。

④ 一部廃止等により工事を実施する場合

告示で示される期日により、一部廃止される滑走路、誘導路及びエプロンの供用の廃止で工事を実施する場合は、速やかに既設の飛行場標識施設を撤去し、別図(2)に示す禁止標識を設置するものとする。なお、航空機の誤進入対策として禁止区域灯の設置が必要な場合がある。

⑤ 時間制限により又は運用時間外に工事を実施する場合

a. 滑走路、過走帯

以下に掲げる飛行場標識施設について工事を実施する際には、少なくとも空港の運用の開始までに復元し、又は新たに設置するものとし、これら以外の施設もできる限り復元に努めるものとする。

(a) 指示標識（滑走路の両末端にある指示標識のうちいずれか一方。）

(b) 滑走路中心線標識

(c) 目標点標識

(d) 滑走路末端仮標識（別図(4)に示す。）

(e) 誘導路中心線標識

b. 誘導路及びエプロン 以下に掲げる飛行場標識施設について工事を実施する際には、少なくとも空港の運用の開始までに復元し、又は新たに設置するものとし、これら以外の施設もできる限り復元に努めるものとする。

(a) 誘導路中心線標識のうち空港の設置管理者が必要と認めるもの

(b) 停止位置標識のうち空港の設置管理者が必要と認めるもの

(c) エプロン標識のうち空港の設置管理者が必要と認めるもの

(3) 工事期間中における舗装面のすり付け及び地盤面の処理工事を時間制限により又は運用時間外に実施する場合は、工事期間中に航空機が運航されるので、その安全を確保するため、舗装面及び地盤面は、運用の開始までに、次に定めるところにより処理するものとする。ただし、空港の空港管理者が安全上支障ないと認めた場合及び安全上必要と認めた場合は、この限りでない。

① 舗装面のすり付け最大勾配（既設舗装面を基準とする。）

種別	方向	横断方向		縦断方向
		中央部（滑走路幅の 2/3）	縁部	
滑走路		1.5%	1/2 勾配	1.0%
過走帯				1.5%
誘導路		3%		
エプロン		航空機が通行する方向 3%、その他の方向 1/2 勾配		

② 地盤面の処理

a. 滑走路ショルダー

上層路盤又は15cmの深さまでを仕上げ、路盤面はアスファルト等の材料で防塵処理をするものとする。既設部分とのすり付けは、最大勾配 1/2 とする。

b. 着陸帯(1)、RESA(1)

現地盤面から30cm以上掘削する場合は、30cm以内の深さまで埋め戻し、平たんに仕上げるものとする。既設部分とのすり付けは、最大勾配 1/2 とする。埋戻土の仮置は、現地盤面からの高さ 30cm 以内とし、すり付けは最大勾配 1/2 とする。排水工事、ケーブル布設工事等による概ね 30cm 以下の幅の掘削溝は、埋め戻すことなく溝状のままにしておくことができる。

c. 着陸帯(2)、RESA(2)

工事により発生した掘削面は、埋め戻すことなくそのままにしておくことができる。埋戻土の仮置は、現地盤面からの高さ 1.5m 以内とする。ただし、I L S 制限区域内の地盤面の処理は、I L S 運用に従事している者又は空港の設置管理者が指名した者と協議するものとする。

d. 誘導路ショルダー

現地盤面から 30cm 以上掘削する場合は、30cm 以内の深さまで埋め戻さなければならない。航空機のエンジンが近接する恐れがある場合には、掘削面又は埋戻面はアスファルト等の材料で防塵処理をするものとする。既設部分とのすり付けは、最大勾配 1/2 とする。ただし、高速脱出誘導路ショルダーについては a. の規定に、エプロン誘導路ショルダーについては e. の規定に準じて実施するものとする。

e. 誘導路帯及びエプロンショルダー工事により発生した地盤面の掘削面は、埋め戻すことなくそのままにしておくことができる。埋戻土の仮置は、現地盤面からの高さ 30cm 以内とする。ただし、航空機のエンジンが近接する恐れがある場合には、掘削面及び仮置土の表面はアスファルト等の材料で防塵処理をするものとする。

f. その他の区域

上記の規定を参考にして、工事の場所及び内容に応じた措置を実施するものとする。

2 滑走路又は過走帯における工事

- (1) いかなる工事も、運航制限を行うことにより、航空機の離着陸しない時間帯を確保し、又は空港の運用時間外において実施することを原則とする。
- (2) やむを得ず、施設制限（滑走路の長さを短縮して使用する制限）により、運用時間内において工事を実施する場合は、別図(5)に示す工事区域を確保するものとする。この場合において、航空機が工事区域側から離着陸する場合を除き、航空機の離着陸時には、空港の設置管理者が指定する区域（以下「指定区域」という。）に作業員、工事機械等を退避させなければならない。
- (3) 人力のみによる測量・調査等は、空港の設置管理者が安全上支障ないと認めた場合は、運航制限をしないで実施することができる。

3 滑走路ショルダーにおける工事

2の規定に準じて実施するものとする。

4 着陸帯(1)及びRESA(1)における工事

- (1) 大型機械を使用する工事は、使用方法の制限を行うことにより、航空機の離着陸しない時間帯又は別図(5)に示す工事区域を確保するか若しくは空港の運用時間外に実施するものとする。
- (2) 小型機械のみを使用する工事及び人力のみによる工事は、運航制限をしないで実施することができる。滑走路に近接する場所において工事を実施する場合は、航空機の離着陸時には、指定区域に作業員、工事機械等を退避させるものとする。

5 着陸帯(2)及びRESA(2)、隣接するその他の区域における工事（RESA(1)に隣接するその他の区域における工事を含む。）

- (1) 原則として運航制限をしないで実施することができる。ただし、杭打機械等のように容易に移動できない高さの高い大型機械を使用する工事については、4(1)の規定に準じて実施するものとする。なお、移動式クレーンのように自走により容易に移動することができる高さの高い大型機械を使用する工事（RESA(2)における工事を除く）については、別図(6)に示す着陸帯工事における内側転移表面を確保し、空港の設置管理者が安全上支障ないと認めた場合は、運航制限をしないで実施することができる。
- (2) 着陸帯(2)及びRESA(2)のうち別図(7)に示す部分は、空港の設置管理者が安全上支障ないと認めた場合は、工所用機材置場として使用することができる。
- (3) 着陸帯(2)及びRESA(2)のうち、ILS制限区域内での工事の施工に当たっては、ILS運用に従事している者又は空港の設置管理者が指名した者と協議するものとする。

6 誘導路又はエプロンにおける工事

- (1) 誘導路又はエプロンの使用方法の制限を行うことにより、航空機の通行若しくは停留しない時間帯、又は別図(8)に示す工事区域を確保して実施することを原則とする。
- (2) 人力のみによる維持修繕工事（大規模なものを除く。）及び測量・調査は、運航制限をしないで実施することができる。

7 誘導路ショルダーにおける工事

- (1) 誘導路又はエプロンの使用方法の制限を行うことにより、航空機の通行若しくは停留しない時間帯又は別図(8)に示す区域を確保して実施することを原則とする。
- (2) 時間制限により又は運用時間外に工事を実施する場合は、ビーズ入り塗装を行う等、常に誘導路中心線が明瞭に視認できる措置を講じなければならない。
- (3) 人力のみによる維持修繕工事（大規模なものを除く。）及び測量・調査は、運航制限をしないで実施することができる。

8 誘導路帯又はエプロンショルダーにおける工事

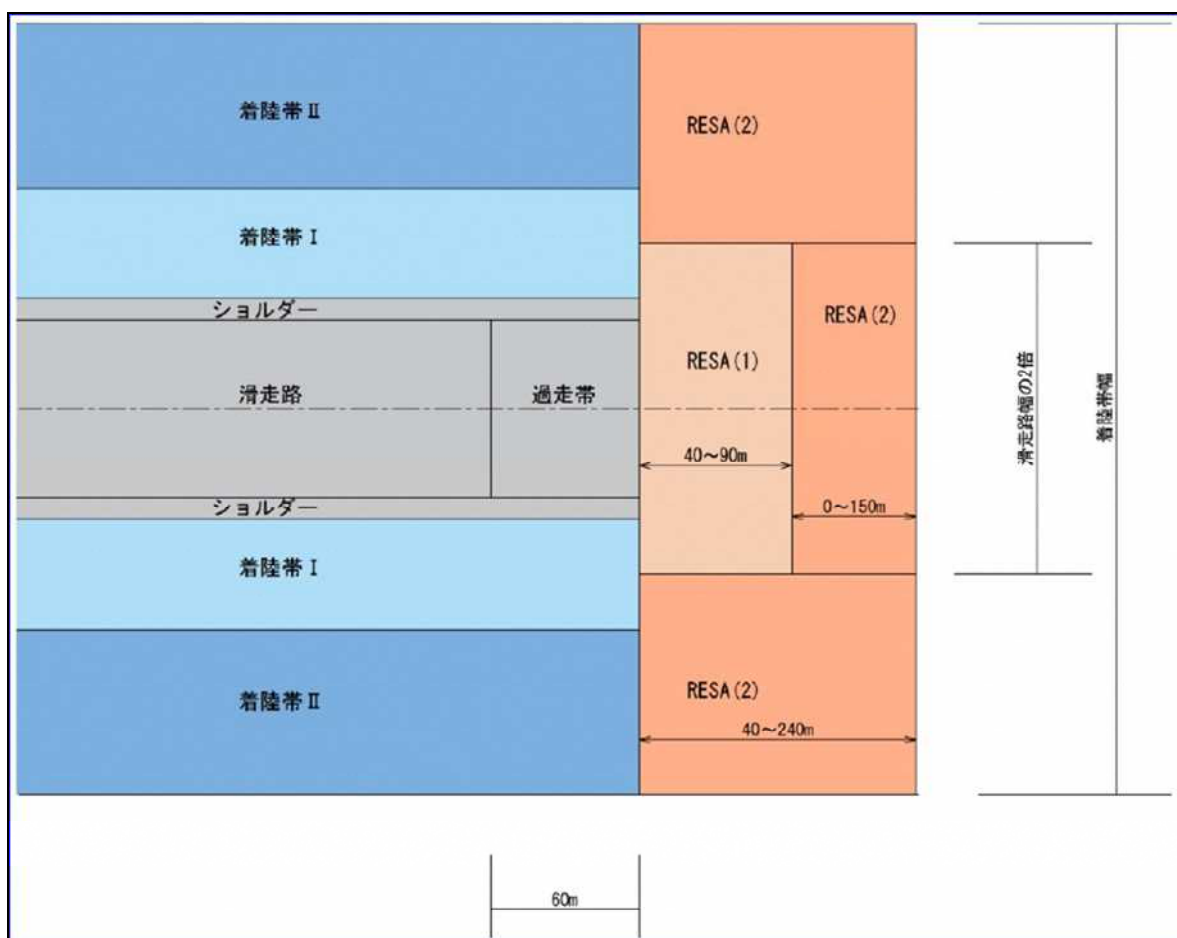
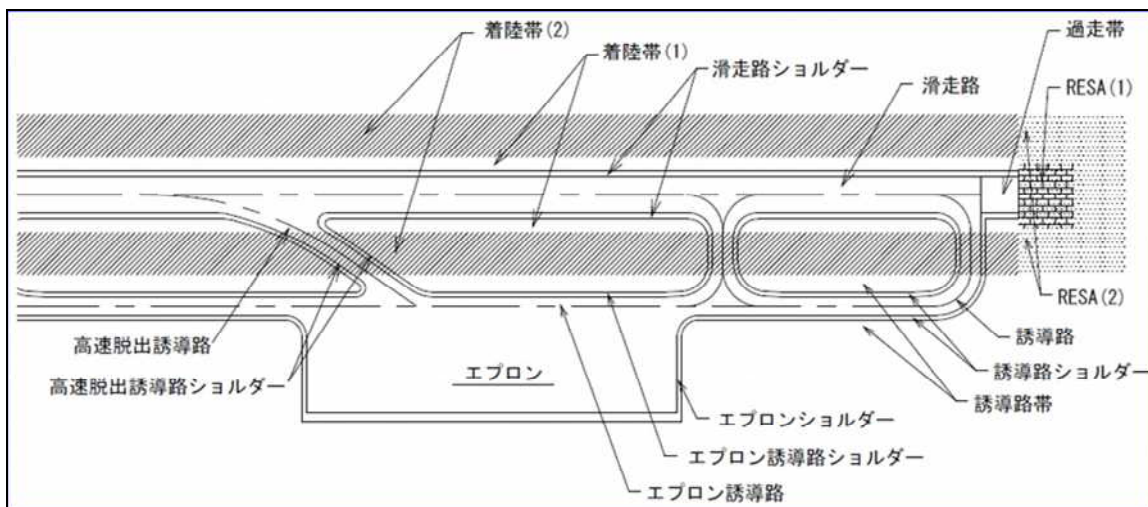
- (1) 原則として運航制限をしないで実施することができる。
- (2) 大型機械を使用する工事は、別図(8)に示す工事区域を確保して実施するものとする。もし、当該工事区域が確保できない場合は、6(1)の規定に準じて実施するものとする。

9 その他の区域における工事

- (1) 上記1から8までの規定を参考とし、工事の場所及び内容に応じた措置を実施するものとする。

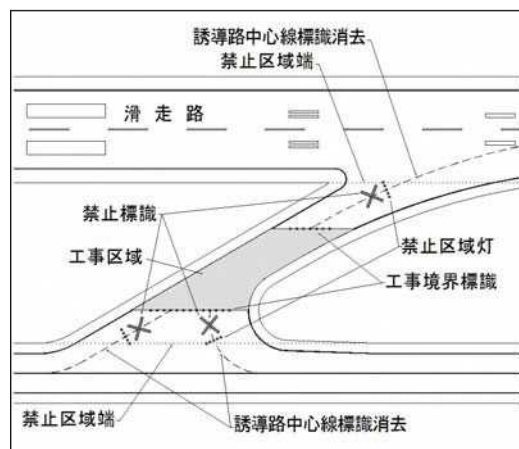
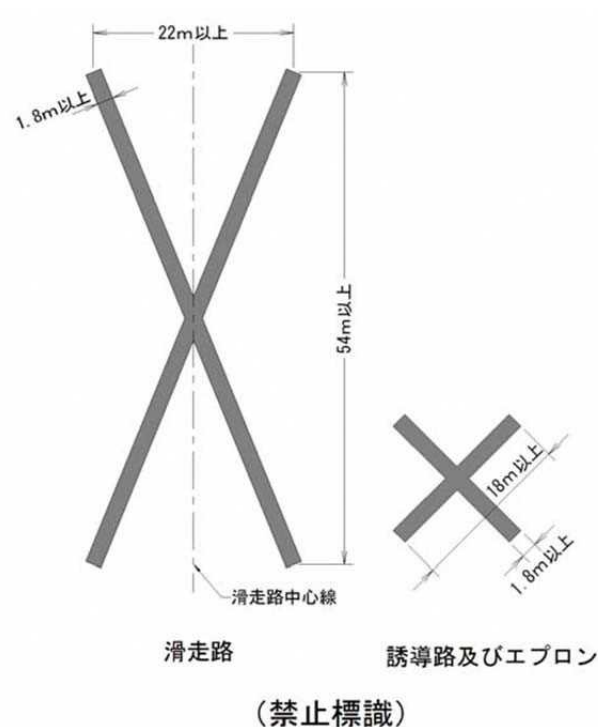
秋田県委託業務共通仕様書[参考資料]

- (2) その他の区域のうち、進入表面及び灯火平面の直下並びに I L S 制限区域 内の工事の施工に当たっては、空港の設置管理者及び飛行場灯火の設置者並びに I L S 運用に従事している者又は空港の設置管理者が指名した者と協議するものとする。



別図（1）工事場所区分

空港関係資料 目次

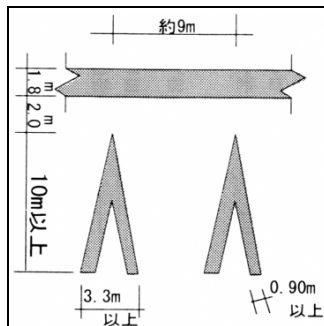


(誘導路上の禁止標識の設置例)

別図(2) 禁止標識

備考

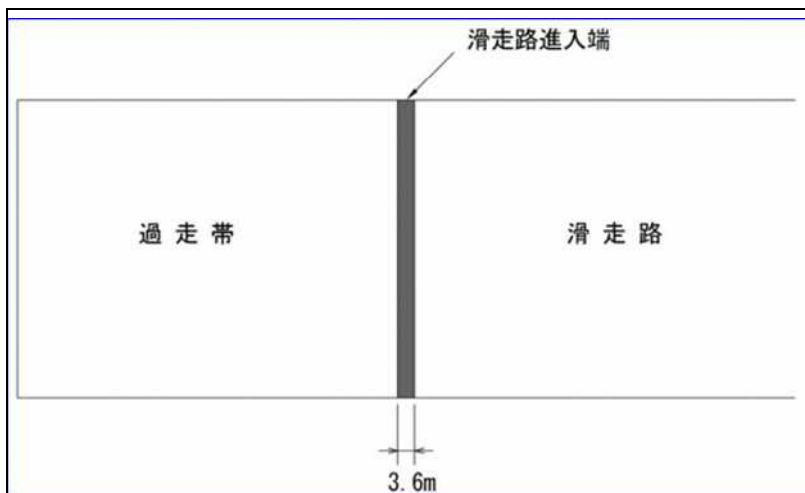
- 1 禁止標識の色彩は、滑走路は白色、誘導路及びエプロンは黄色とする。また、コンクリート舗装や積雪寒冷地の空港等においては、視認性等を検討の上、他の色を用いることができる。
- 2 滑走路及び誘導路上の禁止標識は、工事区間の両端に設置しなければならない。また、標識間の最大間隔が 300m を超えないように追加の禁止標識を設置しなければならない。
- 3 エプロン上の禁止標識は、空港管理者が必要と認める場合に設置しなければならない。
- 4 禁止標識は、テープ等による方式を用いることができる。



別図（3）臨時滑走路末端標識

備考

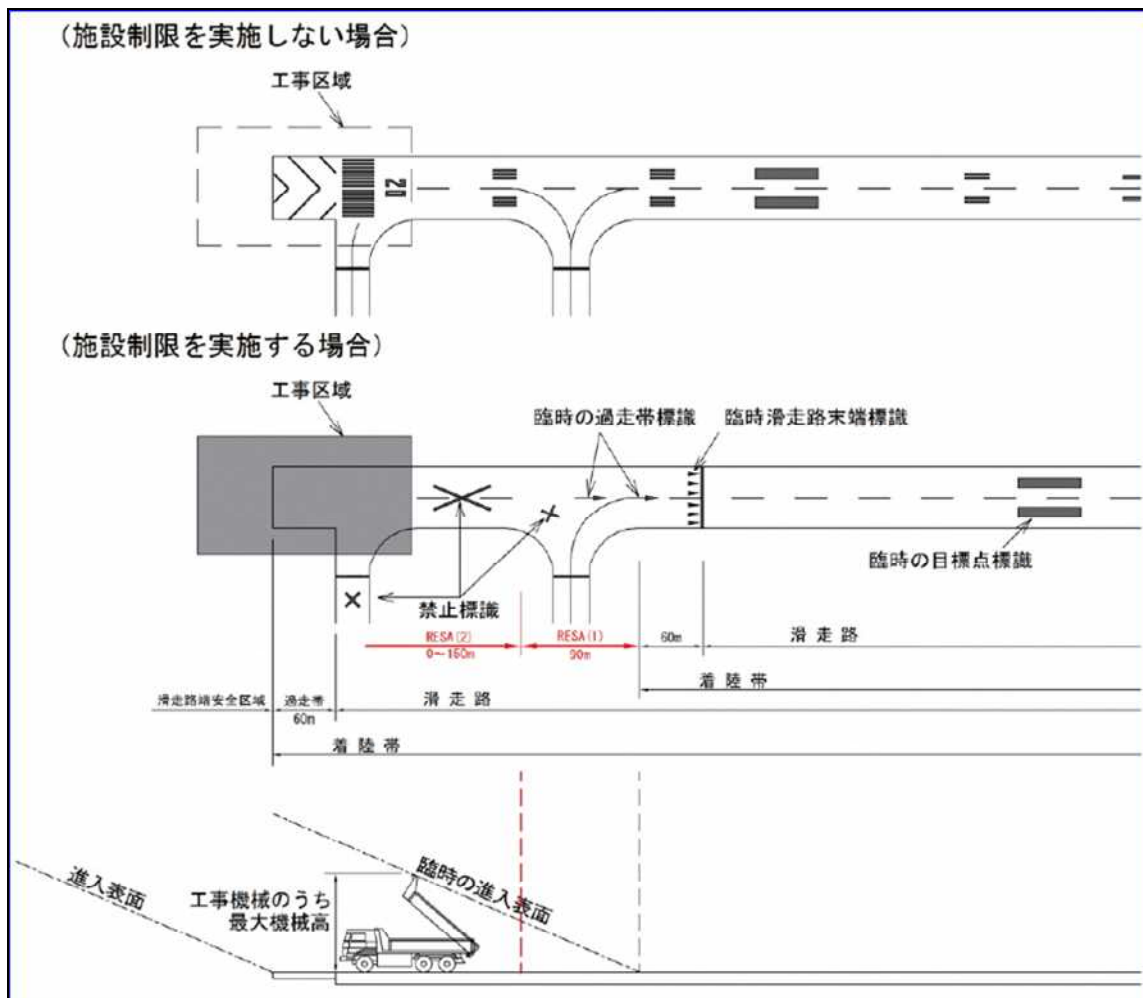
- 1 臨時滑走路末端標識の色彩は、滑走路末端標識と同様とする。
- 2 臨時滑走路末端標識は、テープ等による方式を用いることができる。



別図（4）滑走路末端仮標識（白色又は黄色）

備考

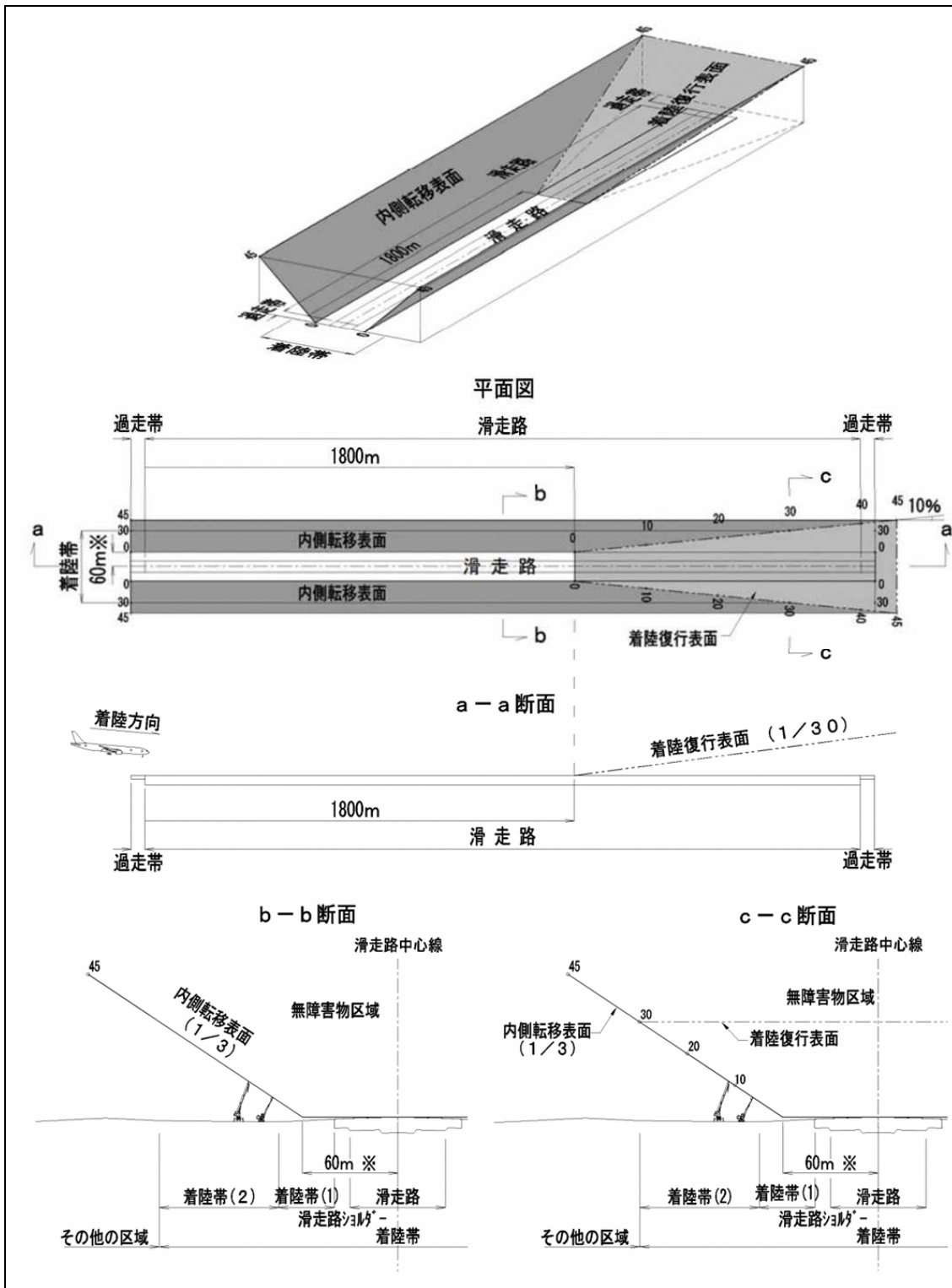
滑走路末端仮標識の色彩は、滑走路末端標識と同様とする。



別図（5）滑走路又は過走帯の施設制限の例

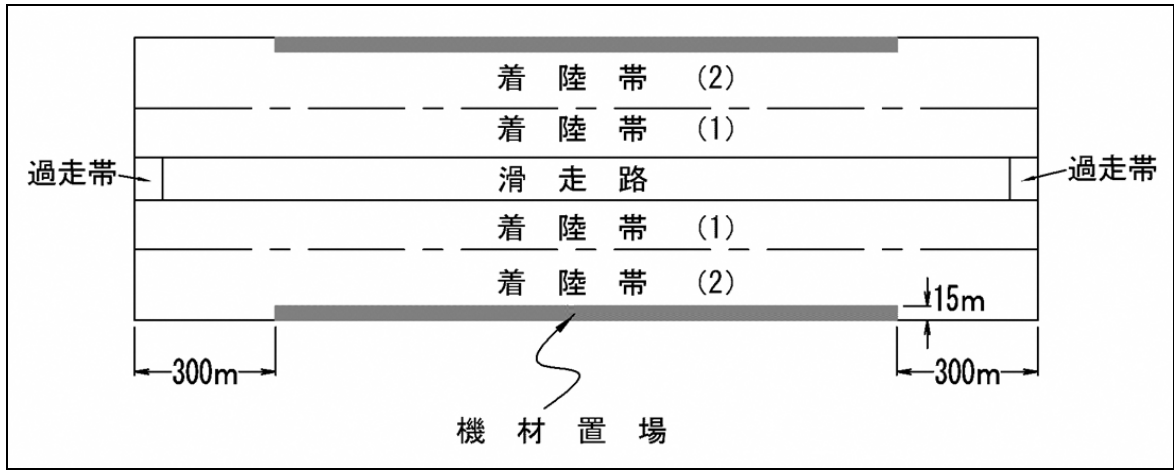
備考

工事区域が臨時滑走路末端に接近する場合は、航空機のブラストの影響も考慮しなければならぬ。

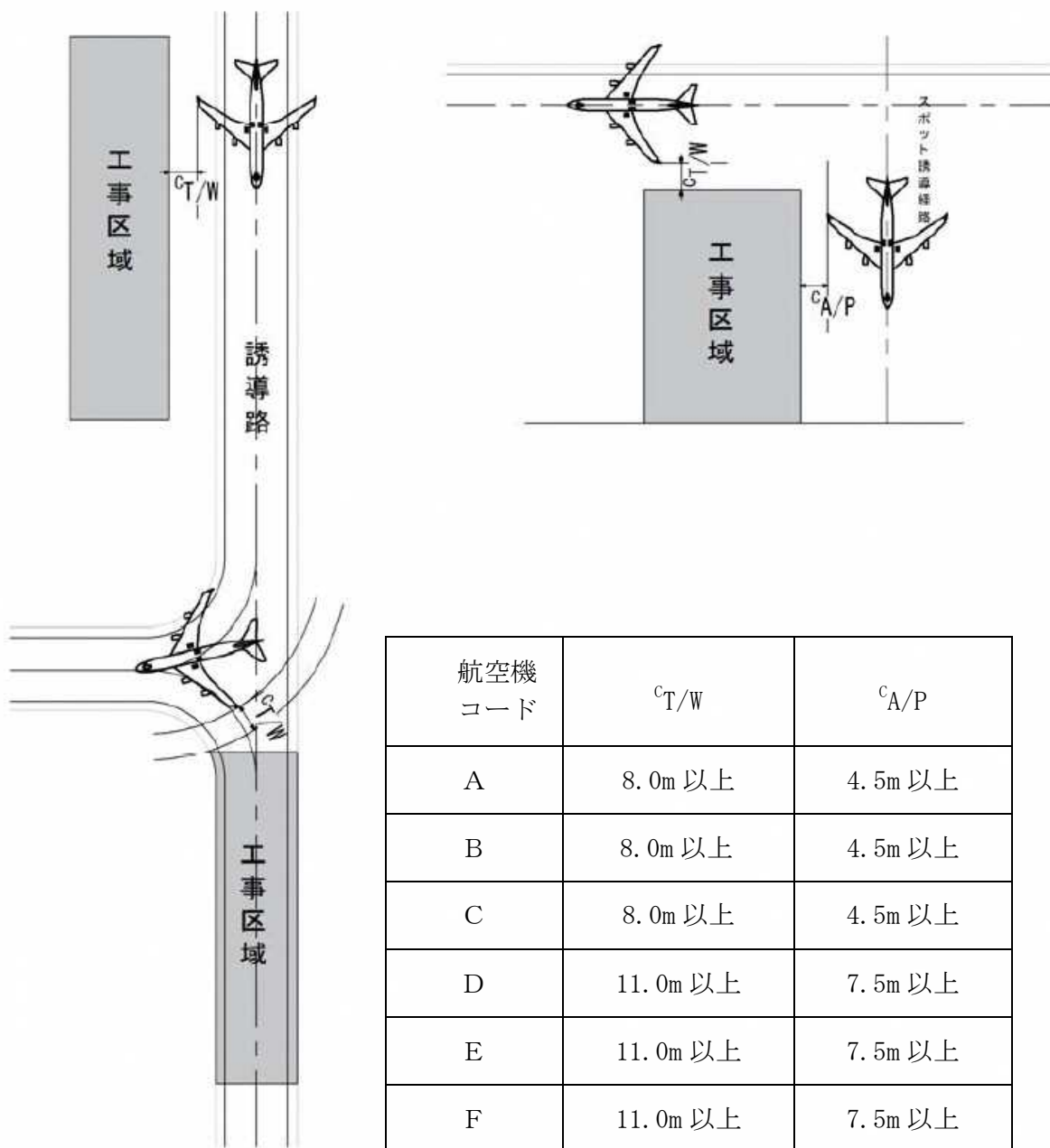


※コードFの航空機が着陸する滑走路は77.5mとする。

別図（6）着陸帯工事における無障害物区域



別図（7）工事用機材置場の範囲



$C_{T/W}$: 誘導路及びエプロン誘導路を通行する最大航空機と
工事区域のクリアランス

$C_{A/P}$: スポット誘導経路を通行する最大航空機と
工事区域のクリアランス

別図（8）工事区域と航空機のクリアランス

別紙様式（１）工事案内標識板案内板の大きさは、およそ

縦 90 c m 横 180 c m とする。

掲示する内容は下記のとおりとする。 1.

工 事 件 名

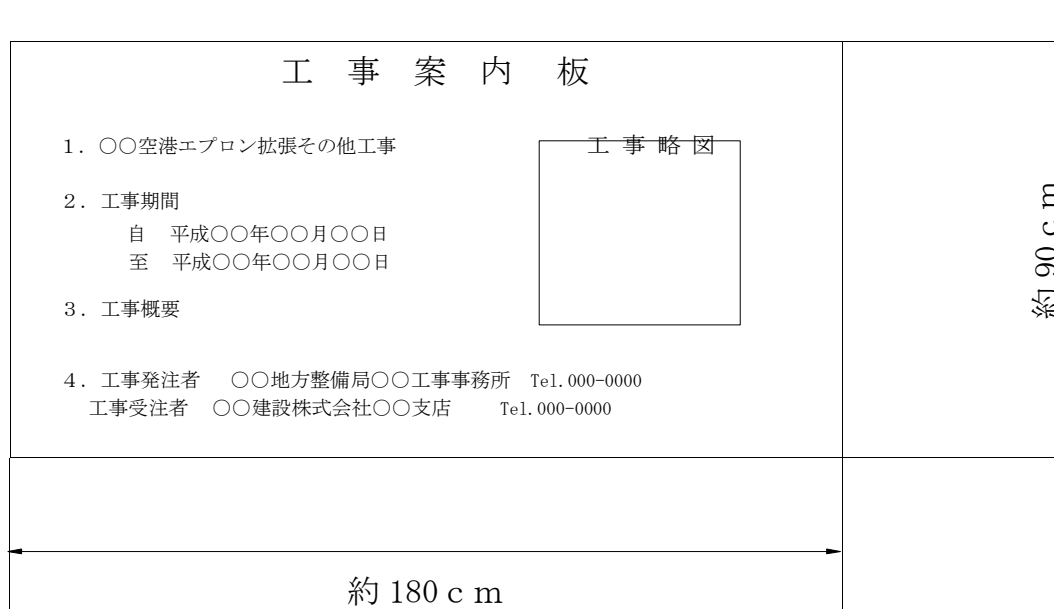
2. 工 事 期 間

3. 工 事 概 要

4. 工事発注者名及び工事受注者名

5. 工 事 略 図（主要工事及び工事区域を明示。）

（例）



— 空 欄 —